

中 期 目 標 期 間

(平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日)

業 務 実 績 報 告 書

平成 20 年 12 月

独立行政法人通関情報処理センター

目 次

(頁)

I	独立行政法人通関情報処理センターの概要	
1.	業務内容	1
(1)	目的	1
(2)	業務の範囲	1
2.	事務所の所在地	1
3.	資本金の状況	1
4.	役員の状況	2
5.	職員の状況	2
6.	設立の根拠となる法律名	2
7.	主務大臣	2
8.	沿革	2
9.	センターの特徴	3
10.	センターの適切な運営のための利用者との定期的会議	5
II	中期目標期間に係る業務の実績	
1.	業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置	6
(1)	効率化の目標	6
①	常勤職員数の削減	6
②	「行政改革の重要方針」を踏まえた取組	7
(2)	組織の再編等	7
①	センターの機能に即した組織への再編	7
(3)	給与水準の適正化	9
(4)	業務の効率的処理	9
①	業務実績の定期的評価及び評価結果の反映	9
②	事務処理の一層のIT化	10
③	人材の育成と有効活用	10
(5)	予算の効果的・効率的な執行	11
①	一般管理費（人件費を含む。）の13%以上の削減	11
②	業務経費（既契約債務及び利用者負担支出を除く。）の8%以上の削減	11
③	予算の効果的・効率的な執行	12
④	外部化していない経費の10%以上の削減	12
(6)	主たる事務所の移転	13
2.	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図るために とるべき措置	14
(1)	システムの安定的な運営	14
①	システム稼働率	14
②	ハードウェアの保守体制及びソフトウェアのリリース時のチェック 体制等の点検・検証・見直し	15
③	オペレーション業務及びその関連業務の点検・検証・強化・見直し	16
④	データの維持業務及びその関連業務の点検・検証・強化・見直し	17
(2)	システムの機能の向上	18
①	「e-Japan 重点計画 2002」等に基づく機能向上への対応	18
イ	民間システムとの連携方法等の策定	18
ロ	インターネット等を利用した関税等の電子納付の実現	19

ハ 自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）等との連携	19
② 関税法改正に伴うプログラム変更等への対応及びインターフェースシステムの更改の実現	20
③ その他のプログラム変更等への対応	21
④ 「貿易手続改革プログラム」の施策への取り組み	22
(3) 利用者サービスの向上	23
① 利用者からの問合せへの対応	23
② 新規利用の申込みから利用開始できるまでの標準日数の短縮	25
③ 利用者との定期会議の開催と業務運営への反映	26
④ 利用者を対象にしたアンケート調査の実施とサービス向上への反映	26
⑤ システム操作等に関する講習会の開催	27
(4) システムの利用促進	28
3. 財務内容の改善に関する事項	29
(1) 予算（中期計画の予算）	29
(2) 収支計画	30
(3) 資金計画	31
4. 短期借入金の限度額	31
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	31
6. 剰余金の使途	32
7. その他財務省令で定める業務運営に関する事項	32
(1) 人事に関する計画	32
① 人員計画	32
イ 業務処理の効率化、業務量に応じた適切な人員配置、常勤職員の抑制	32
ロ 厳正な人事考課と処遇等への反映	33
② 研修計画	33
(2) 施設及び設備に関する計画	34
(3) 情報セキュリティの強化及び危機管理体制の整備・強化	35
① 情報セキュリティの重要性についての認識の向上、セキュリティ監査の実施	35
② 緊急時の対応マニュアルの見直し等危機管理体制の整備・強化	35
(4) 次期 NACCS の開発等	36
① 次期 NACCS の開発	36
② 府省共通ポータルの開発	38
⑤ NACCS と港湾 EDI との統合及び関係省庁システムとの一体的運営	38
(5) 利用料金の検討準備	39
(6) 随意契約の見直し	40
(7) 積極的な情報提供	41
8. センターの運営形態の見直し	42

別添資料

1 組織図	45
2 地方事務所の概要	46
3 システム障害発生状況	48
4 プログラム変更要望に係る事務処理の流れ	51
5 パブリックコメントの概要	52
6 通関情報処理センターの契約の状況	55
7 ホームページアクセス件数の年度比較表	56
8 新会社の概要	57
9 平成 20 事業年度 事業計画	58

I 独立行政法人通関情報処理センターの概要

1. 業務内容

(1) 目的

独立行政法人通関情報処理センター（以下「センター」という。）の目的は、国際貨物業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行うこととされている（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第8条）。

(2) 業務の範囲

センターの業務範囲は、法令により以下のように定められている。

- ① 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること
- ② 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること
- ③ 国際貨物業務（税関手続に係るものに限る。）に先行し、又は後続する業務その他の国際貨物業務に関連する業務（以下「関連業務」という。）を行う者の使用に係る電子計算機に関連業務を処理するために必要な情報を送信し、又は当該電子計算機から国際貨物業務を処理するために必要な情報を受信するため第一号の電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること
- ④ 前号の送信又は受信のために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること
- ⑤ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと
（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第18条抜粋）

2. 事務所の所在地

品川本部	東京都港区港南 2-12-27 イケダヤ品川ビル 7 階
川崎事務所	神奈川県川崎市幸区堀川町 580 ソリッドスクエア西館 8 階
東日本事務所	東京都港区港南 2-12-27 イケダヤ品川ビル 7 階 （平成 20 年 12 月末廃止、本社業務部に機能移管）
東海事務所	愛知県名古屋市港区入船 2-1-17 名古屋港湾会館 2 階
西日本事務所	大阪府大阪市西区靱本町 1-11-7 信濃橋三井ビル 12 階
九州事務所	福岡県福岡市博多区博多駅前 1-4-1 博多駅前第一生命ビル 2 階

3. 資本金の状況

センターが管理・運営する通関情報処理システム（NACCS ; Nippon Automated Cargo Clearance System）（以下「NACCS」という。）は、官民共同利用のシステムである。

このため、その運営体であるセンターも官民共同の出資により設立されており、9,000 万円の資本金の官民出資内訳は以下のとおりである。

資本金	9,000 万円
うち政府による出資	6,000 万円

うち民間による出資 3,000 万円 (73 社)

4. 役員の状況

(平成 20 年 9 月 30 日現在)

役 職	氏 名	任期	備考	その他
理事長	菊池 武久	自 平成 19 年 10 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日	常 勤	平成 20 年 10 月 1 日、輸出入・ 港湾関連情報処理センター(株) の代表取締役社長に就任
理 事	有地 浩	自 平成 20 年 7 月 17 日 至 平成 20 年 9 月 30 日	常 勤	平成 20 年 10 月 1 日、輸出入・ 港湾関連情報処理センター(株) の専務取締役役に就任
理 事	齊藤 誠	自 平成 19 年 10 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日	常 勤	平成 20 年 10 月 1 日、輸出入・ 港湾関連情報処理センター(株) の取締役役に就任
理 事	木村 裕司	自 平成 19 年 10 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日	常 勤	平成 20 年 10 月 1 日、輸出入・ 港湾関連情報処理センター(株) の取締役役に就任
監 事	武井 靖彰	自 平成 20 年 9 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日	常 勤	平成 20 年 10 月 1 日、輸出入・ 港湾関連情報処理センター(株) の監査役に就任
監 事	吉田 敏明	自 平成 19 年 10 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日	非常勤	平成 20 年 10 月 1 日、輸出入・ 港湾関連情報処理センター(株) の監査役に就任

5. 職員の状況

106 人 (平成 20 年 9 月 30 日現在)

6. 設立の根拠となる法律名

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律 (昭和 52 年法律第 54 号)

7. 主務大臣

財務大臣

8. 沿革

昭和 52 年 10 月 大蔵省の認可法人として航空貨物通関情報処理センター設立

平成 3 年 7 月 通関情報処理センターと改称

平成 15 年 10 月 独立行政法人通関情報処理センター設立

平成 20 年 5 月 「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」公布

平成 20 年 10 月 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社設立

9. センターの特徴

センターは官民共同利用の電子情報処理システムである NACCS の管理・運営体である。税関及び国際貨物業務を行う多様な民間利用者の意見を取り入れつつ運営を行っている。

また、NACCS は、国際物流の上流から下流に至る様々な分野で業務を行う官民の利用者が、それぞれの業務に応じ適時適切にシステムを活用して情報を入出力することにより、業務処理の迅速化、効率化が図られ、以ってシステム処理の効果が発揮され、国際物流の迅速化、効率化等のメリットを享受できるシステムである。

このため、全国各地で様々な業務を行っている利用者間の調整を図りつつ、運営を行っている。

なお、NACCS は、航空貨物を対象に昭和 53 年から稼働している航空貨物通関情報処理システム（Air-NACCS）と、主として海上貨物を対象に平成 3 年から稼働している海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）との二つのシステムからなっており、税関各官署及び以下の民間事業所が利用者となっている。

民間利用者の現状

(1) Air—NACCS

・業種別

業種	事業所数	
	20年度末 (20.9末)	15年度末
航空会社	64	54
航空代理店	462	394
保税蔵置場	318	235
混載業者	427	368
通関業者	484	407
機用品	19	17
銀行	25	25
合計	773 (1,799)	620 (1,500)
(注1)20年度末は平成20年9月30日時点の値 (注2)合計は実事業所数であり、()書きは単純合計 (注3)各業種欄の計数は、複数業種を兼ねる場合は、それぞれの業種に計上		

・地方事務所別

地方事務所	事業所数	
	20年度末 (20.9末)	15年度末 (注)
東日本	415	342
東海	115	92
西日本	184	149
九州	59	37
合計	773	620
(注)15年度末は統合前の各事務所実績を現在の4事務所に振り分けたもの。		

(2) Sea—NACCS

・業種別

業種	事業所数		
	20年度末 (20.9末)	15年度末	次期利用者
船会社	89	91	156
船舶代理店	566	430	1,185
コンテナヤード	1,020	863	1,043
保税蔵置場	2,501	1,590	2,957
通関業者	1,847	1,563	1,786
銀行	54	55	54
海貨	—	—	453
NVOCC	—	—	243
輸出入者	—	—	103
合計	4,107 (6,077)	2,990 (4,592)	5,147 (7,980)
(注1)上記に同じ (注2)上記に同じ (注3)上記に同じ (注4)次期利用者は、20.10.12開始者である。			

・地方事務所別

地方事務所	事業所数		
	20年度末 (20.9末)	15年度末 (注)	次期利用者
東日本	1,631	1,199	2,053
東海	610	527	741
西日本	1,169	951	1,412
九州	697	313	941
合計	4,107	2,990	5,147
(注)15年度末は統合前の各事務所実績を現在の4事務所に振り分けたもの。			

10. センターの適切な運営のための利用者との定期的会議

NACCS が官民共同利用のシステムであることから、利用者の意見をセンターの運営に反映させるとともに、利用者間の意見調整等を図るため、センターが主催して、以下のような利用者との定期的会議の場を整備している。

(1) 情報処理運営協議会

- ① 官民の利用者からなる情報処理運営協議会を開催し、理事長の諮問に応じ、以下に掲げる事項その他の電子情報処理組織による国際貨物業務の処理に関する専門的事項を審議している。

- ・電子計算機及びこれに附帯する機器の変更又は追加に関すること
- ・プログラムの改善及び追加に関すること

- ② 委員

電子情報処理組織による国際貨物業務の処理に関して専門的知識を有する者のうちから、35 人以内を理事長が委嘱することとしている。

- ③ 開催時期

毎年 3 月に開催

(2) NACCS 地区協議会（以下「地区協議会」という。）

- ① 利用者から提出されたプログラム変更要望に係る各地区利用者の意見の聴取、センターと利用者並びに利用者相互間の意思の疎通、及び意見交換を行っている。

- ② 開催時期及び構成

開催時期：原則として春季（4 月）及び秋季（11 月）の年 2 回

構成：各業界の実務担当者、税関、センター

- ③ 開催地区

全国 13 地区

（苫小牧、仙台、成田、東京、横浜、清水、名古屋、大阪、関空、神戸、広島、福岡及び那覇）

(3) 参与会議

- ① 国際物流に関わる業界において指導的な立場にある有識者を「参与」として理事長が委嘱しており、同参与から、センターの業務運営に関する重要事項について高い識見からの意見を頂くとともに、国際物流の動向、国際物流に関わる情報処理システムの動向等に関する意見の開陳及び情報の提供を頂いている。

- ② 開催時期及び構成

開催時期：隔月

構成：参与及びセンターの役員等

II 中期目標期間に係る業務の実績

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 効率化の目標

【中期目標】

業務運営の効率化の進捗状況を測定するため、平成 14 年度末の常勤職員数を中期目標期間中に 13%以上削減することを目指すものとする。

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づく平成 18 年度からの 5 年間で 5%以上を基本とする削減を着実に実行するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組みを継続して実施する。

① 常勤職員数の削減

【中期計画】

業務処理方法の見直し、事務処理の IT 化、一部業務の外部化等により、平成 14 年度末の常勤職員数（132 人）を中期目標期間中に 13%（17 人）以上削減し、115 人以下とすることを目指します。

【事業実績】

イ 中期目標期間中における常勤職員数の削減計画及び実績

・常勤職員削減計画及び実績

	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度 (4～9 月)	計
計画	△4 人	△4 人	△2 人	△6 人	△1 人	—	△17 人
実績	△4 人	△4 人	△2 人	△7 人	—	△9 人	△26 人

(注) 平成 15 年度の削減（4 人）は、独立行政法人への移行に先立つ上半期に実施している。

常勤職員の削減計画については、平成 18 年度までに 17 人削減して達成した。平成 19 年度は中期計画策定時に想定していなかった府省共通ポータルや港湾サブシステムの開発等業務量が増大したが、削減計画どおり常勤職員数 115 人を維持した。

また、中期目標及び中期計画の変更に伴い、平成 20 年度（4～9 月）までに 17 人以上の削減を行うとされたが、システム部の業務の見直し等により、新たに 9 人の常勤職員を削減し、中期目標期間全体で 19.7%（26 人）の常勤職員の削減を行った。

(イ) 常勤職員数

平成 14 年度末 132 人

平成 20 年 9 月末 106 人

(ロ) 常勤職員の採用状況等

独立行政法人化後の常勤職員の採用状況等は以下のとおりである。

A 採用者（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日） 187 人

B 退職者（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日） 207 人

ロ 次期 NACCS 開発への対応

次期 NACCS 開発は複数の部課に横断的に関係するものであることから、プロジェクトチームを編成する等により対応することとした。また、次期 NACCS 開発は一時的に繁忙となる事業であることから派遣職員の活用等により常勤職員数の増加を抑制した。

② 「行政改革の重要方針」を踏まえた取組

【中期計画】

更に、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づく平成 18 年度からの 5 年間で 5%以上を基本とする削減を着実に実行するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組みを継続して実施します。

【事業実績】

「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）により、独立行政法人も国家公務員に準じて「今後 5 年間で 5%以上の人件費の削減を行うことを基本とする」とされたことに伴い、センターは平成 17 年度末の常勤役職員数（127 人）を平成 18 年度以降 5 年間に於いて 5%以上削減することとし、平成 19 年度末までに 5.5%（7 人）削減する計画を策定し、平成 18 年度中に達成した。加えて、平成 20 年度は、システム部の業務の見直し等により 9 人の常勤職員を削減し、12.6%（16 人）の常勤役職員の削減を行った。

また、同重要方針では国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与の見直しも求められており、センターでは平成 18 年 4 月、平成 19 年 4 月及び平成 20 年 4 月に役員報酬規程及び職員給与規程の改正（俸給月額の見直し、特別都市手当の見直し等）を行った。

(2) 組織の再編等

【中期目標】

「税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関連業務）の業務・システム最適化計画」に基づく、業務・システムの見直しの内容を反映した組織の見直しを行う。特に、民営化に際し、東京都港区に設置されているシステム部について、業務の見直しや組織規模の適正化を通じて、経費の削減を図るものとする。また、システムの部の所在地について、既契約終了後を目途に、効率性及び合理性の観点から、川崎市への移転を含めて検討する。

また、民営化に際し、地方事務所については、利用者サービスを維持しつつ、費用対効果の観点から検討を進め、その存廃を含め抜本的な見直しを行う。

① センターの機能に即した組織への再編

【中期計画】

イ センターの組織は、昭和 52 年に設立されて以来、業務実態等の変化に応じて必要な見直しを行ってきましたが、更に、システムの安定的な運営、利用者サービスの維持・向上等を図りつつ、組織機能を強化するため、部等の統廃合により 7 部制を 5 部制とする等、組織の抜本的な見直しを行います。

ロ 「税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関連業務）の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 28 日財務省行政情報化推進委員会決定）（以下「最適化計画」という。）に基づ

く、業務・システムの見直しの内容を反映した組織の見直しを行います。特に、東京都港区に設置されているシステム部について、業務内容の見直しを行うことにより、経費の削減を図るとともに、システム部の所在地について、既契約終了後を目途に、効率性及び合理性の観点から、川崎市への移転を含めて検討します。

また、地方事務所については、センター組織の簡素化、経費の削減を図りつつ、利用者サービス向上のため、平成 18 年 7 月に地方事務所を 13 事務所から 4 事務所（東日本、東海、西日本、九州）に統合したところであるが、引き続き、費用対効果の観点から検討を進め、その存廃を含め抜本的な見直しを行います。

【事業実績】

イ センターの機能に即した組織への再編

中期目標において、「効果的かつ効率的な業務運営を確立するに当たっては、組織体制の見直しを行う」とされている。他方、センターの中期目標期間中における主要な事業は、システムを安定的に運営するとともに、利用者からの問合せに対して迅速かつ的確に対応するなどの利用者サービスを向上させることであり、さらに、次期 NACCS の開発等の事業がある。

こうした状況に対応していくためには、より簡素で効率的な組織とする必要があり、かつ、環境の変化に柔軟に対応した組織運営が不可欠である。

以上の点を踏まえ、中期目標期間中に以下の組織再編等を実施した。

(イ) 西日本支所、原木事務所の廃止

(ロ) 航空システム部と海上システム部の統合

(ハ) 業務部に利用契約課を新設

(以上、平成 16 年度実施)

(ニ) 次期システム開発のためのプロジェクトチームを編成

(ホ) 府省共通ポータル開発のための体制整備

(以上、平成 17 年度～20 年度実施)

(ヘ) 地方事務所を 13 事務所から 4 事務所に統合（平成 18 年度実施）

(ト) 次期 NACCS 稼動に向けた準備作業（利用者説明会やシステム開発作業等）を行う部署への柔軟な人員配置（平成 19 年度～20 年度実施）

(フ) 航空システム運用課と海上システム運用課の統合及びシステム運用課の当直勤務を廃止（平成 20 年度実施）

ロ 最適化計画に基づく組織の見直し

平成 20 年度（4～9 月）に、これまでシステム部で行ってきたシステム運用体制の見直しを検討した結果、夜間のシステム監視、問い合わせ対応業務の外部委託化を行い、センター職員の当直勤務を廃止することにより、システム運用課職員を削減した。

また、地方事務所については、引き続き、業務の効果的・効率的運用や費用対効果の観点から検討を進めた結果、平成 20 年 10 月 1 日の株式会社化に伴い、利用者サービスの更なる向上や新規事業のニーズ発掘に努める必要があることから、業務部と利用者サービスの実行部隊である地方事務所との連携を強化するため、業務部に地方事務所の機能及び職員を投入し、一体的な業務運営を通じてより効率的・効果的に利用者サービスの向上を図っていくこととし、そのため、平成 20 年 12 月末をもって東日本事務所を廃止して業務部

に同機能を移管することを決定した（資料2「地方事務所の概要」）。

(3) 給与水準の適正化

【中期目標】

センターの給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は、対国家公務員指数で116.2となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、引き続き、給与水準が十分に国民の理解を得られるものとなっているかなどについて検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

【中期計画】

センターの給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は、対国家公務員指数で116.2となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、引き続き、給与水準が十分に国民の理解を得られるものとなっているかなどについて検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表することとします。

【事業実績】

センターの給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は、対国家公務員指数で116.2となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、平成19年度においては、新規出向者の給与体系の見直しを行った。平成20年度は次期NACCSの開発・稼働や組織の民営化等業務多忙の中、継続して職員数の削減を行い、個々の職員の負担が増していたが、給与水準（平成19年度、事務・技術職員）は、対国家公務員指数で114.1と以前国家公務員の水準を上回っていることから、給与体系の見直しを継続し、給与水準の適正化に取り組んだ。

また、センターの役職員の報酬・給与等の支給状況についてホームページに公表した。

(4) 業務の効率的処理

【中期目標】

効果的かつ効率的な業務運営を確立するに当たっては、組織体制の見直しを行うとともに、事務のIT化等業務処理の効率化、職員の能力向上等人材の効果的な活用を図り、また、実績評価を行い、更なる問題点の把握及びその改善を図るものとする。

① 業務実績の定期的評価及び評価結果の反映

【中期計画】

業務の運営状況を定期的に点検・評価するための内部体制を整備し、評価結果に基づき業務処理手順を改善すること等により業務の効率的な処理を図ります。

【事業実績】

中期計画等の着実な達成を図るため、理事長を委員長とした「中期計画等進捗状況総点検委員会」を毎月開催し、各案件の進捗状況や予定等を共有し、意見交換を行うことで、業務運営の効率的な処理等を図った。

（参考）中期計画等進捗状況総点検委員会

中期計画及び各事業年度の年度計画の進捗状況を定期的に点検し、必要な改善策を講

じること等により、これらの計画の達成を推進することを目的に、平成 15 年 10 月、理事長を委員長とする委員会を設置。

・開催時期：毎月 1 回

・構成：理事長、理事、各部部長、各部次長及び必要に応じて各部の担当課長

イ H15～H20 年度の各業務実績の自己評価

H15～H20 年度の各業務実績について、「独立行政法人通関情報処理センターにおける業務実績の点検・評価等に関する要領」に基づきセンター自らが評価を行い、中期計画の達成に向けて適切に業務運営を行ったことを確認した。また、その評価結果を全職員に周知し、職員の業務に対する問題意識を高めた。

ロ 業務実績の定期的評価

中期計画等の着実な達成及び業務の効率的な処理を図るため、理事長を委員長とした「中期計画等進捗状況総点検委員会」を毎月開催し、業務の実施状況について各部からの報告をもとに点検を行うとともに、進捗状況を組織全体で把握するよう努めた。

ハ 財務省独立行政法人評価委員会からの指摘に基づく業務運営への反映

財務省独立行政法人評価委員会から通知された各事業年度の評価結果を全職員に周知するとともに、業務運営に反映させるべく検討を行った。評価結果における指摘事項については、情報セキュリティ外部監査の導入、CISO(最高情報セキュリティ責任者)の設置、センターの職員構成の特殊性に配慮しつつ自己開発意欲の促進等に重点をおいた新たな研修計画の策定等、対応を図ってきた。

② 事務処理の一層の IT 化

【中期計画】

センター内 LAN を活用して事務処理の一層の IT 化を推進し、平成 15 年度末までに職員に対する通知文書の電子化を行います。

引き続き、CIO 補佐官の助言を受けつつ、必要な見直しを実施します。

【事業実績】

中期計画で掲げた「通知文書の電子化」については、センター WAN (センター内 LAN) を利用した電子メール・ファイルの共有化により平成 15 年度中に達成した。

センター内の事務処理の IT 化については、中期目標期間中に、バックオフィスとして、センター WAN (職場内 LAN) の整備・機能拡充、給与明細の電子交付、会計管理システム・請求システムの導入 (平成 20 年度継続) を行うとともに、フロントオフィスとして、NACCS 利用者からの問合せ対応を効率的に行うためのデータベースシステム (ヘルプデスクシステム) や、センターホームページ及び NACCS 掲示板の最新情報を希望者へ電子メールで配信する「新着メールサービス」を導入して、事務処理の効率化、利用者サービスの向上に努めてきたところである。今後も引き続き、CIO 補佐官を活用して必要な IT 化について検討を行っていくこととしている。

③ 人材の育成と有効活用

【中期計画】

研修の実施により職員の専門的な知識の習得及び資質の向上を図るとともに、職員の適正

な配置を推進し、業務処理効率の向上を図ります。

【事業実績】

(7. (1) を参照。)

(5) 予算の効果的・効率的な執行

【中期目標】

センターは、システムを安定的に運営し、利用者サービスの向上に努める必要があるが、その際、業務運営の効率化に充分配慮することが重要である。予算の執行に当たっては、常に費用対効果やその必要性等を勘案するとともに、業務の外部化や一般競争入札を原則とすること等により、効果的・効率的かつ透明性を確保した執行を図ることが必要である。

中期目標期間中に一般管理費を13%以上削減し、業務経費（既契約債務等を除く。）を8%以上削減する。

① 一般管理費（人件費を含む。）の13%以上の削減

【中期計画】

一般管理費（人件費を含む。）を平成19年度末までに平成14年度予算額と比べ13%以上削減し、平成20年度についても平成19年度までの取組みに準じて削減を行います。

（注）一般管理費には、納付消費税が含まれています。

【事業実績】

一般管理費（人件費を含む。）を中期目標期間中に、平成14年度予算額に比べ13%以上削減することとして取り組んできた結果、人件費の削減等により、平成14年度予算額に比べ平成19年度決算額において17%の削減（平成19年度計画削減率15%）を達成した。なお、平成20年度は4～9月までの半期の計画であるため、削減率の比較は出来ないが、一般管理費の平成20年度年間予算額は平成14年度予算額に比べて17.8%減の1,410百万円で計画しており、その範囲内で平成20年度4～9月の計画を策定し、決算額は平成20年度4～9月予算額の731百万円に比べて3百万円の減となっていることから、平成19年度までの取組みに準じた削減を達成した。

（単位：百万円）

H14年度 (予算額)	H15年度 (年間実績額)	H16年度 (実績額)	H17年度 (実績額)	H18年度 (実績額)	H19年度 (実績額)	H20年度		
						(年度計画額)	(実績額)	(年間予算額)
1,716	1,466 △14.6%	1,456 △15.2%	1,533 △10.7%	1,368 △20.3%	1,424 △17.0%	731	727	1,410 △17.8%

<注> 下段の割合は、対14年度予算額に対する削減率を表す。

② 業務経費（既契約債務及び利用者負担支出を除く。）の8%以上の削減

【中期計画】

業務経費（既契約債務及び利用者負担支出を除く。）を平成19年度末までに平成14年度予算額と比べ8%以上削減し、平成20年度についても平成19年度までの取組みに準じて削減を行います。

【事業実績】

業務経費（既契約債務及び利用者負担支出を除く。）を中期目標期間中に、平成 14 年度予算額に比べ 8%以上削減することとして取り組んできた結果、庁費の削減等により、平成 14 年度予算額に比べ平成 19 年度決算額において 19.3%の削減（平成 19 年度計画削減率 12%）を達成した。なお、平成 20 年度は 4～9 月までの半期の計画であるため、削減率の比較は出来ないが、業務経費の平成 20 年度年間予算額は平成 14 年度予算額に比べて 22.1%減の 2,459 百万円で計画しており、その範囲内で平成 20 年度 4～9 月の計画を策定し、決算額は平成 20 年度 4～9 月予算額の 1,446 百万円に比べて 126 百万円の減となっていることから、平成 19 年度までの取組みに準じた削減を達成した。

（単位：百万円）

H14 年度 (予算額)	H15 年度 (年間実績額)	H16 年度 (実績額)	H17 年度 (実績額)	H18 年度 (実績額)	H19 年度 (実績額)	H20 年度		
						(年度計画額)	(実績額)	(年間予算額)
3,158	3,027 △4.1%	2,689 △14.8%	2,636 △16.5%	2,633 △16.6%	2,549 △19.3%	1,446	1,320	2,459 △22.1%

<注> 下段の割合は、対 14 年度予算額に対する削減率を表す。

③ 予算の効果的・効率的な執行

【中期計画】

予算の執行に当たっては、これまでも汎用品を活用する等経費の削減を図ってきたところですが、引き続き、一般競争入札を原則化し、節減合理化の方策を講じることにより、効果的・効果的かつ透明性を確保した執行を図ってまいります。

【事業実績】

イ 汎用品の活用を図る等による予算の効果的・効率的な執行

予算執行にあたっては、以下の方策を講じることにより効果的・効率的な執行を図った。

(イ) 汎用品の活用

備品・消耗品の調達にあたっては、引き続き汎用品の活用を図った。

(ロ) 契約の適正化

契約については、平成 15 年度に独立行政法人通関情報処理センター会計規程を改正して一般競争入札の適用範囲の拡大等を行うとともに、国の「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号）に準じて、平成 19 年度からは、原則として一般競争入札（公募、企画競争含む。以下同じ。）による調達を行うよう会計規程及び契約事務取扱要領を定める達を改正・運用している。

ロ 事務所の見直しによる経費の節減

(イ) 地方事務所の借料見直しにより、平年度ベースで 11 百万円の経費を節減（平成 15, 16 年度実施）

(ロ) 主たる事務所を東京都港区から川崎市に移転し、事務所借料等平年度ベースで 20 百万円の経費を節減（平成 17 年度実施）

(ハ) 地方事務所を 13 事務所から 4 事務所に統合し、平年度ベースで 40 百万円の経費を節減（平成 18 年度実施）

④ 外部化していない経費の 10%以上の削減

【中期計画】

事務の外部化について検討を行い、外部化していない経費を、平成 19 年度末までに平成 14 年度の実績と比べ 10%以上削減し、平成 20 年度についても平成 19 年度までの取組みに準じて削減を行います。

【事業実績】

外部化していない経費を中期目標期間中に、平成 14 年度実績額に比べ 10%以上削減することとして取り組んできた結果、人件費の削減等により、平成 14 年度実績額に比べ平成 19 年度決算額において 19.3%の削減（平成 19 年度計画削減率 14%）を達成した。なお、平成 20 年度は 4 月～9 月までの半期の計画であるため、削減率の比較は出来ないが、外部化していない経費の平成 20 年度年間予算額は平成 14 年度実績額に比べて 16.4%減の 1,186 百万円で計画しており、その範囲内で平成 20 年 4 月～9 月の計画を策定し、決算額は平成 20 年度 4～9 月予算額の 580 百万円に比べて 25 百万円の減となっていることから、平成 19 年度までの取組みに準じた削減を達成した。

(単位：百万円)

H14 年度 (実績額)	H15 年度 (年間実績額)	H16 年度 (実績額)	H17 年度 (実績額)	H18 年度 (実績額)	H19 年度 (実績額)	H20 年度		
						(予算額)	(実績額)	(年間予算額)
1,420	1,302 △8.3%	1,225 △13.7%	1,187 △16.4%	1,146 △19.3%	1,146 △19.3%	580	555	1,186 △16.4%

<注> 下段の割合は、対 14 年度実績額に対する削減率を表す。

(6) 主たる事務所の移転

【中期目標】

センターは、システムを安定的に運営し、利用者サービスの向上に努める必要があるが、その際、業務運営の効率化に充分配慮することが重要である。予算の執行に当たっては、常に費用対効果やその必要性等を勘案するとともに、業務の外部化や一般競争入札を原則とすること等により、効果的・効率的かつ透明性を確保した執行を図ることが必要である。

【中期計画】

事務処理の効率化、経費の削減等を図るため、システムの安定的な運営及び利用者サービスの維持・向上に配慮しつつ、中期目標期間中の可能な限り早い時期に主たる事務所の移転を行います。

【事業実績】

主たる事務所の移転問題について、平成 15 年 11 月、「センター本部事務所移転検討プロジェクトチーム」を設置し、検討を進めた。センターの主たる事務所については、システム部との連携、関係機関・団体、ベンダー等との諸会議や各種打ち合わせの効率性の確保及び利用者サービスの維持・向上等に配慮し、東京事務所と横浜事務所の中間に位置して、地理的に最適な神奈川県川崎市への移転を決定し、平成 17 年 5 月から役職員を配置して事務を開始した。

なお、法律上の主たる事務所は引き続き東京都港区とされていたが、これについては「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 20 年 5 月 30 日法律第 46 号)に基づき、平成 20 年 10 月 1 日に独立行政法人通関情報処理センターを

解散し、新たに設立した輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の定款において、本社を川崎市に置くこととした。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図るためにとるべき措置

(1) システムの安定的な運営

【中期目標】

システムの予定外の停止は、国際貨物業務の迅速かつ的確な処理を阻害しかねない。このため、システムの安定稼働のための措置を十分に講じることにより、計画的な停止を除くシステム稼働率について 100%を目指すものとする。

(注) システム稼働率とは、

$$\text{稼働率} = \{\text{運用時間} (* 1) - \text{停止時間} (* 2)\} \div \text{運用時間}$$

(* 1) 運用時間：メンテナンス時間を除く終日。なお、センターがセンター設備の設定の変更、電源設備の法定点検等のためあらかじめ利用者に周知してセンター設備を停止した場合は、当該周知した時間についても、運用時間から除く。

メンテナンス時間：航空 午前 4：30～午前 5：00

海上 午前 2：00～午前 4：00

(* 2) 停止時間：運用時間内に障害等により、センター設備が停止した時間

① システム稼働率（計画的な停止を除く。）100%

【中期計画】

システムの安定的な運営を図ることとし、そのサービス水準の指標であるシステム稼働率（計画的な停止を除く。）について 100%を目指します。また、センター設備に障害が発生した場合、早期に復旧することはもとより、障害等の状況を適宜、速やかに利用者に開示します。

(注) システム稼働率とは、

$$\text{稼働率} = \{\text{運用時間} (* 1) - \text{停止時間} (* 2)\} \div \text{運用時間}$$

(* 1) 運用時間：メンテナンス時間を除く終日。なお、センターがセンター設備の設定の変更、電源設備の法定点検等のためあらかじめ利用者に周知してセンター設備を停止した場合は、当該周知した時間についても、運用時間から除く。

メンテナンス時間：航空：午前 4：30～午前 5：00

海上：午前 2：00～午前 4：00

(* 2) 停止時間：運用時間内に障害等により、センター設備が停止した時間

【事業実績】

NACCS は、輸出入貨物の税関手続及び関連業務を物流と一体的に処理するシステムであり、輸出入貨物の円滑な物流に欠くことのできないものとして関係業界及び税関における業務処理に幅広く定着している。仮に障害等でシステムが停止した場合には、停止時間によっては輸出貨物が予定した航空機（船舶）に搭載できない、輸入貨物の引取りが出来ない等により物流が停滞して大きな社会問題となる恐れがあり、利用者からもシステムの安定稼働に対

する強い要請がある。このため、センターとしてもシステムを運用時間中確実に稼働させることを最重要項目として取り組んできたところである。

イ システム稼働率

システムの総合点検や特別点検等を確実に実施することにより、システム稼働率（計画的な停止を除く。）100%を目指した。

(イ) 稼働率の実績（資料3「システム障害発生状況」を参照）

平成15年度 99.997%（障害発生：3回、235分）

平成16年度 99.999%（障害発生：2回、61分）

平成17年度 99.994%（障害発生：3回、89分）

平成18年度 100%

平成19年度 99.992%（障害発生：3回、265分）

平成20年度 99.999%（障害発生：1回、1分）

（参考）なお、平成20年10月12日に稼働した次期NACCSでは、サービスレベルアグリーメントにおいて、稼働率99.99%と設定して機器の調達を実施している。

(ロ) 障害発生時の対応

利用者への影響を最小限に留めるため、システム障害発生時の対応マニュアルに基づき、速やかな復旧作業を最優先として対処しつつ、障害原因の究明を行った。その結果、原因究明から判明した改善策等については、直ちにシステム及びシステム運営体制に反映させた。

また、利用者に対しては、障害の発生、復旧見込み等の状況を、NACCS掲示板、I-FAX網等を通じて、あるいは個別連絡により、速やかに周知した。

ロ システムの安定的レスポンスの確保

平成18年度評価において、システムの安定的な運営のため、利用者の視点に立ったシステムの安定稼働を重視するよう指摘があったことも踏まえ、障害によるシステムの稼働停止を防止する取り組みに加え、システムの安定的なレスポンスを確保するため、繁忙期・繁忙時間帯における不急業務の抑制について、NACCS掲示板を活用した利用者への広報を行い、システムの負荷分散を図るように努めた。（4、9、12月に実施）

② ハードウェアの保守体制及びソフトウェアのリリース時のチェック体制等の点検・検証・見直し

【中期計画】

ハードウェアの保守体制及びソフトウェアのリリース時のチェック体制等につき、定期的かつ必要に応じた点検・検証を行い、見直しを図ります。

【事業実績】

ハードウェアの保守体制及びソフトウェアのリリース時のチェック体制等について、以下のように点検・検証を実施した。

イ 総合点検の実施（毎年9月）

総合点検の実施にあたっては、実施の目的、実施期間、点検・検証等の項目、実施主体、総合点検終了後の各実施主体からの実施結果報告、さらに総合点検結果を検証するための部内評価検討会の開催等について、事前に計画（基本指針）を立案・検討の上、同計画に

沿って点検を実施した。また、総合点検終了後に「総合点検実施結果検討会」を開催して点検結果の検証を行った。

(イ) システムのハードウェア保守体制

ハードの目視点検、ハードログ情報の解析及び予防保全の要否の検証、保守部品の在庫点検、並びにバックアップ機器の実稼働していない部分の点検・整備を行い、保守体制に問題のないことを確認した。

また、「総合点検実施結果検討会」における検証の結果、改善を要する項目については、速やかに対策を講じた。

(参考) 主な対策

- ・ Sea-NACCS のシステムリソース、ディスク BUSY 率の低減
- ・ 多数件処理の電文振分け方式の変更、テーブルサーチ条件の見直し等 CPU 使用率の低減

(ロ) ソフトウェアリリース時のチェック体制等

オンライン、オンライン関連バッチ及び端末ソフトのプログラム・リリースにおけるチェック体制の検証、並びに迅速な復旧体制の確立を図るための障害時の連絡体制の確認、障害発生時復旧手順書の確認、管理の徹底、故障回復演習を行った結果、中期目標期間中において特に問題となることはなかった。

- ロ 業務繁忙期（ゴールデンウィーク及び年末年始前後）の特別点検の実施（毎年 4、12 月）
業務繁忙期であるゴールデンウィーク及び年末年始前後のシステムのハードウェア保守状況及びファイル、CPU 等の使用率の点検・検証を行うため特別点検を実施した。

(イ) システムのハードウェア保守状況

業務繁忙期においては、業務量が集中し、システムのハードウェアに与える負荷が増すことから、通常行っている定期点検に加え、業務繁忙期における障害発生を予防する観点で、目視の点検、ハードログ情報の解析及び予防保全の要否の検証、並びにバックアップ機器の実稼働していない部分の点検・清掃・動作確認等の特別点検を実施した。

(ロ) ファイル、CPU 等の使用率の監視強化

業務繁忙期においては業務量が集中し、システムのファイル及び CPU に与える負荷が増すことから、ファイル及び CPU 等の使用率について、コンソールの監視の強化（特に、業務集中時間帯におけるモニター監視を徹底）、センター設備機器の稼働確認の強化（マシン室内の巡回を増やし、機器の目視点検を強化）、及びファイル使用率等の随時把握によるシステムの円滑な稼働の確保に努めた。

③ オペレーション業務及びその関連業務の点検・検証・強化・見直し

【中期計画】

オペレーション業務及びその関連業務について、システムの運用方法等に係る定期的かつ必要に応じた点検・検証を行い、見直しを行うとともに、担当職員の研修等を行い、これらの業務の強化を図ります。

【事業実績】

オペレーション業務及びその関連業務について、以下のように点検・検証等を実施した。

イ 総合点検の実施（毎年 9 月）

総合点検の実施にあたっては、実施の目的、実施期間、点検・検証等の項目、実施主体、

総合点検終了後の各実施主体からの実施結果報告、さらに総合点検結果を検証するための部内評価検討会の開催等について、事前に計画（基本指針）を立案・検討の上、同計画に沿って点検を実施した。また、総合点検終了後に「総合点検実施結果検討会」を開催し、点検結果の検証を行った。

(イ) システム運転説明書（運転マニュアル）に沿ったシステム運転の検証

システム運転説明書（運転マニュアル）に沿った確実なシステム運転が行われているか否か、当該運転説明書の追加・変更等の修正が確実に行われているか否かの検証を実施し、また、「総合点検実施結果検討会」における検討の結果、中期目標期間中において特に問題となることはなかった。

(ロ) 障害発生時の対応状況の検証等

過去の障害事象を事例とした対応状況の検証を実施するとともに、「システム障害発生時の対応マニュアル」の点検を実施し、また、「総合点検実施結果検討会」における検討の結果、中期目標期間中において特に問題となることはなかった。

ロ 研修の実施等

(イ) 人事異動時の運転業務研修（毎年4月、7月）

人事異動に伴い、オペレーション業務及びその関連業務に新規配属された職員を対象に運転業務研修を実施した。

(ロ) OJTの実施（随時）

実務の中で、オペレーション業務及びその関連業務について、業務知識の習得・レベルアップを目的に、随時OJTを実施した。

(ハ) 内部知識の向上等

システムのオペレーション業務については外部委託しているが、センターの担当者は受託者に対してその具体的な業務の実施内容を詳細に指示し、実施結果について確認する必要がある。このため、毎日行っている業務委託者、ベンダーを交えたミーティング等において、特異事例の報告、注意事項等の確認を行うとともに、参考事例については記録を作成して担当者間の情報の共有化を図るとともに、オペレーション業務に関する内部知識の向上、ノウハウの蓄積を図った。

④ データの維持業務及びその関連業務の点検・検証・強化・見直し

【中期計画】

データの維持業務及びその関連業務について、的確かつ適切に取扱いを行うため、データの登録方法、チェック体制等に係る定期的かつ必要に応じた点検・検証を行い、見直しを図ります。また、担当職員の研修等を行い、これらの業務の強化を図ります。

【事業実績】

データの維持業務及びその関連業務について、以下のように点検・検証等を実施した。

イ 総合点検の実施（毎年9月）

総合点検の実施にあたっては、実施の目的、実施期間、点検・検証等の項目、実施主体、総合点検終了後の各実施主体からの実施結果報告、さらに総合点検結果を検証するための部内評価検討会の開催等について、事前に計画（基本指針）を立案・検討の上、同計画に沿って点検を実施した。また、総合点検終了後に「総合点検実施結果検討会」を開催し、

点検結果の検証を行った。

(イ) 各種コード等の登録に必要な「コーディング要領」の検証

システム処理で必要となる設定を定義する各種コード等の登録に必要な「コーディング要領」について、追加・変更等の修正が確実に行われているか否かの点検・検証を実施し、また、「総合点検実施結果検討会」における検討の結果、中期目標期間中において特に問題となることはなかった。

(ロ) 各種コード等の登録に必要な検証体制の点検

各種コード等の登録に必要な検証体制について、原票の受理からデータの作成、オンライン組み込みまでの一連の作業手順の中で、検証が的確に実施されているか、誤りはないかを再度、点検・検証を実施し、また、「総合点検実施結果検討会」における検討の結果、中期目標期間中において特に問題となることはなかった。

ロ 研修の実施

(イ) 人事異動時の各種コード等の登録業務研修（毎年7月）

人事異動に伴い、データの維持業務及び関連業務に新規配属された職員を対象に各種コード等の登録業務研修を実施した。

(ロ) OJTの実施（随時）

実務の中で、データの登録方法について、業務知識の習得・レベルアップを目的に、随時OJTを実施した。

(2) システムの機能の向上

【中期目標】

NACCSは多数の利用者が利用しているシステムであることから、センターは、利用者にとってより使い勝手の良いシステムを目指し、システムの更なる機能向上を図ることにより、利用者のニーズに応えたシステムを提供するものとする。

また、国際貨物業務を迅速かつ的確に処理するとともに、「e-Japan 重点計画 2002」に掲げられている、貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携の推進を図るものとする。

「経済財政改革の基本方針 2007」に盛り込まれた「貿易手続改革プログラム」の施策である、①次世代シングルウィンドウ（府省共通ポータル）への機能追加、②NACCSと港湾EDIとのシステム統合等を通じた基幹システムの構築、③国際的なシステム連携などに積極的に取り組んでいくこととする。

① 「e-Japan 重点計画 2002」等に基づく機能向上への対応

イ 民間システムとの連携方法等の策定

【中期計画】

「e-Japan 重点計画 2002」において通関情報処理システム（以下「NACCS」という。）と「貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を推進する」ことが求められていることを踏まえ、平成15年度から民間システムとの連携方法を策定し、国際物流の迅速化、適正化、効率化に寄与する連携を実現していきます。

【事業実績】

国際物流の迅速化、適正化、効率化に寄与する貿易関連手続の電子化に係る民間システム

(以下「民間システム」という。)との連携については、中期目標期間中に以下の施策を実施した。

- イ 民間システムとの連携等に係る EDI 仕様書及び契約書(案)をホームページに公開することにより、民間システム側で様々な連携によるサービスの検討を可能とした。(平成 15 年度)
- ロ 清水港情報共同利用システム(清水港 VAN)及び日本コンテナ物流ネットワークシステム(JCL-net)との接続を実現した。(平成 16 年度)
- ハ POLINET (Port Logistics Information Network)との接続を実現した。(平成 17 年度)
- ニ 太刀浦コンテナターミナルオペレーションシステム(TACTOS)及び通関情報提供システム(CCIS)との接続を実現した。(平成 18 年度)
- ホ ひびきコンテナターミナルオペレーションシステム(CATOS)との民間システム接続を実現した。(平成 19 年度)

平成 18 年度に、NACCS と連携している民間システムの利用者又はシステム運営体に対するアンケート調査を実施し、次期 NACCS との接続に関する協議を行い、平成 20 年度に、民間システムとの間で接続試験及び総合運転試験を実施して、次期 NACCS への円滑な移行に向けた準備を行った。

ロ インターネット等を利用した関税等の電子納付の実現

【中期計画】

マルチペイメントネットワークとの接続により、NACCS における輸入申告等の直納方式について、インターネット等を利用した関税等の電子納付を、関係機関等と連携して、平成 15 年度中に実現します。

【事業実績】

マルチペイメントネットワークとの接続を平成 15 年度中に実現するため、次のことに取り組み、平成 16 年 3 月 22 日にサービスを開始した。

- イ マルチペイメントネットワークとの接続を確実に実施するため、関係機関等と連携して機能試験、確認試験Ⅰ、クリアリング試験、確認試験Ⅱを行った
- ロ マルチペイメントネットワークの利用についての業務仕様書を作成し、ホームページで公開した。
- ハ マルチペイメントネットワークは新しい機能の追加であり、関係者の関心も高いことから、その円滑な利用を図る等のため、次のように、開発状況、今後の予定等について可能な限り機会を得て利用者及び関係団体に説明するとともに、その際の質問等を参考に質疑応答集の整備を行い、その内容をホームページで公開する等、利用者の関心に適切に対応するとともに、円滑な導入を推進した。
 - ・ 地区協議会で概要を説明(計 14 地区協議会において説明)
 - ・ 説明会等で使用した資料をホームページに公開
 - ・ 58 項目に亘る質疑応答集を作成し、ホームページに公開

なお、次期 Sea-NACCS の稼働に併せて、マルチペイメントネットワークの仕組みを利用し

て、次期 Sea-NACCS から金融機関（歳入代理店）へ納付情報を直接送信して、輸入者（納税者）の一般預金口座から関税等を国庫に直接振り替える「リアルタイム口座振替（ダイレクト方式）」を導入することとし、金融機関に対する説明会を開催するとともに、全国銀行協会を窓口として金融機関及び輸入者と各種調整を行った。

ハ 自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）等との連携

【中期計画】

自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）等との連携について、関係機関等と連携して、実施計画を策定し、平成 16 年度中に実現します。

【事業実績】

自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS ; Motorcar Total Information Advanced System）及び軽自動車検査業務電子情報処理システム（以下「MOTAS 等」という。）との連携について、以下のことに取り組み、平成 17 年 2 月に実現した。（供用開始は平成 17 年 6 月）

イ インターフェース仕様書の策定

本連携に係る機能を開発するにあたり、関係するシステム間における接続方法、データ交換内容等について明確にするため、「MOTAS 関連システムと NACCS 関連システム接続のためのインターフェース仕様書」を策定した。

ロ 関係機関等と連携した接続試験等の実施

MOTAS 等との連携を実施するため、関係機関等と連携して接続試験等を行った。

ハ 業務仕様書の作成・公開

MOTAS 等との連携に係る業務仕様書を作成し、ホームページで公開した。

ニ 質疑応答集の整備

MOTAS 等との連携は新しい機能の追加であり、関係者の関心も高いことから、その円滑な利用を図る等のため、NACCS 掲示板を通じ、運用開始時期等を利用者に周知するとともに、質疑応答集の整備を行い、ホームページで公開した。

② 関税法改正に伴うプログラム変更等への対処及びインターフェースシステムの更改の実現

【中期計画】

関税法改正に伴うプログラムの変更等については、適切に対処していきます。インターフェースシステムの更改については、関係機関等と連携して、実施計画を策定し、平成 16 年度中に実現します。

【事業実績】

イ 関税法等の改正に伴うプログラム変更等

中期目標期間中に、関税法改正・制度改正等に伴い、合計 67 件のプログラム変更を実施した。

これらの中には、年度途中で緊急に生じたプログラム変更要請もあったが、関係者による開発検討作業を速やかに開始するとともに、的確な進行管理によって、施行日等に合わせ遅滞なく機能向上を図ることができた。

ロ インターフェースシステムの更改

インターフェースシステムの更改について、以下のことに取り組み、平成 17 年 2 月に実現した。

(イ) 関係機関等と連携した接続試験等の実施

システムの更改を確実にを行うため、財務省、厚生労働省、同省検疫所、農林水産省、同省植物防疫所及び動物検疫所、経済産業省の関係機関等と連携して接続試験等を実施した。

なお、システム更改に併せ、一つの輸入申告と複数の他省庁申請とのリンク処理や、厚生労働省検疫所に係る手続について利用者の自社システムから利用可能とする等の機能向上を行った。

(ロ) 業務仕様書の作成・公表

システムの更改に係る業務仕様書を作成し、ホームページに公表した。

(ハ) 質疑応答集の整備

システムの円滑な利用等を図るため、NACCS 掲示板を通じ、利用開始時期等を利用者に周知するとともに、質疑応答集の整備した。

③ その他のプログラムの変更等への対応

【中期計画】

その他のプログラムの変更等については、利用者のニーズを的確に把握し、費用対効果、その必要性や他のシステムの動向にも配慮する等、充分検討の上、実施計画を作成し、その円滑な実施を図ります。また、当該計画の作成後生じたプログラムの変更等のニーズについても、適切に対処します。

【事業実績】

上記②以外のプログラム変更等について、以下のように対処した。

イ 中期目標期間中、その他のプログラム変更について、合計 132 件実施した。

ロ プログラム変更等実施計画の策定

その他のプログラム変更については、以下の作業を経て「プログラム変更等実施計画」を作成している。プログラム変更等にかかる利用者からの要望については、「プログラム変更検討会議」、「プロ変委員会」を開催して検討を行っている（資料 4「プログラム変更要望に係る事務処理の流れ」参照）。

なお、平成 19、20 年度は、現行システムの利用期間が短い状況に鑑み、費用対効果の観点から、真に必要と考えられるものに限って適切に対処するという方針（情報処理運営協議会で了承済）に基づいて対応した。

(イ) プログラム変更等の要望の受理と集約、整理

プログラム変更等にかかる利用者からの要望は、業界団体において取りまとめられたもの、個々の利用者から直接センターに出されたもの、各種会議等の場において出されたもの等がある。その内容は多様であることから、必要に応じて要望者からヒアリング等を行い、要望内容の集約及び整理を行った。なお、寄せられた要望のうち、現行システムの環境の中で、システムへの負荷が特に大きくなる、費用対効果の兼ね合いで費用がかかりすぎる、ゲートウェイ接続、ダイレクトインターフェース接続等他システムへの影響が大きい、業界内または業界間で理解が得られていない等の理由により検討に移

せないものは、その理由を付して、採択が困難である旨の回答を行っている。

(ロ) プログラム変更等検討案の作成

集約及び整理したプログラム変更等の要望については、「プログラム変更検討会議」、「プロ変委員会」を開催し、以下のような観点から総合的に検討し、実施案の項目及び変更等の内容を取りまとめ、各年度のプログラム変更等検討案を作成した。

- ・制度上の問題
- ・プログラム変更の必要性の度合
- ・開発の規模、技術的問題点
- ・セキュリティ上の問題点
- ・ゲートウェイ、ダイレクトインターフェース接続等他システムへの影響の度合

(ハ) プログラム変更等実施案の作成

各年度のプログラム変更等検討案については、地区協議会において説明し、利用者の実務担当者の意見を聴取するほか、必要に応じ、関係業界間の意見の調整を行って、各年度の「プログラム変更等実施案」を作成した。

(ニ) プログラム変更等実施計画の策定

各年度の「プログラム変更等実施案」を、情報処理運営協議会に諮問し、その了承を得て「プログラム変更等実施計画」を策定した。

④ 「貿易手続改革プログラム」の施策への取組み

【中期計画】

「経済財政改革の基本方針2007」に盛り込まれた「貿易手続改革プログラム」の施策である、国際的なシステム連携について、センターはPAA（*1）への参加等を通じて情報収集に努めるとともに、次期NACCSと諸外国の通関ネットワークシステムの連携を実現するため、国際連携システム（*2）の開発を進める等、積極的に取り組めます。

（*1）PAA（Pan Asian e-Commerce Alliance）

マレーシア、シンガポール、台湾、韓国、中国、香港、マカオ、タイのNACCSセンターと類似の組織が、グローバルな物流について信頼性の高いITインフラの普及、付加価値の高いサービスの提供を目的とした通関システムプロバイダーの連合体。

（*2）国際連携システム

NACCSとPAA参加システム及び国内の輸出入者の自社システムの間において、インターネットを使用したシステム間接続を確立し、PAAにおけるインボイス交換等を行うシステム。

【事業実績】

センターでは平成18年度に入って、新たなビジネス分野とその可能性について、情報収集、調査等を行い、また、平成18年8月から12月にかけて開催された国際物流競争力パートナーシップ会議の同ワーキンググループにもオブザーバー参加し、「国際物流競争力強化のための行動計画」策定に関与した。その中で、センターに対する新たなニーズとして、貿易書類の電子化、諸外国のシステムとの連携等が浮かび上がってきたことから、アジア諸国における通関システムプロバイダーの連合体であるPAA（Pan-Asian e-Commerce Alliance）の会合に平成18年12月からセンター職員を派遣し、PAAメンバーとの情報収集に努め、平成20年4月のPAA会合において正式なメンバーに加わった。

また、マレーシア、シンガポール、タイ、韓国を訪問し、貿易関係書類の電子的な交換、

諸外国のシステムとの連携の可能性調査を実施した。

加えて、NACCS と諸外国のシステムの連携を実現するため、平成 19 年度に国際連携システムを調達して開発を進めるとともに、次期 NACCS との接続のため、接続試験及び総合運転試験を行って、平成 20 年 10 月に稼働した。今後はセンターの新規事業の検討の中で、同システムの具体的活用方法を検討していくこととしている。

(3) 利用者サービスの向上

【中期目標】

利用者からの問合せや利用申込等に対する迅速かつ的確な対応、利用者ニーズの的確な把握とその業務内容への反映、センター内の利用者サポート体制の見直し等により利用者サービスの維持・向上を図るものとする。このための措置として、利用申込から利用開始までの期間や問合せに対する回答時間の短縮目標など利用者サービスに関する事項について数値目標を設定する。

また、利用者サービス向上の進捗状況を測定するため、利用者を対象とした満足度調査の結果を指標とすることとし、その結果の向上を目指す。

① 利用者からの問合せへの対応

【中期計画】

利用者からの問合せについては、迅速かつ的確に対応することとし、回答に時間を要する事案については途中経過を説明する等、利用者の立場に立った対応を行います。また、問合せ状況の調査を行い、その結果を利用者サポート体制の見直し等に反映させていきます。

【事業実績】

利用者からの問合せへの対応については、迅速かつ的確な対応を図るという意識の更なる徹底を図るとともに、職員の業務知識の向上等を図るため、以下の施策を実施した。

また、問合せに対する回答状況の実態調査を行い、その結果、問合せに対する基本的な考え方を周知徹底する等所要の措置を講じた。

イ 問合せへの迅速かつ的確な対応を図るための施策

システムの利用内容や過去の問合せ及び回答内容を蓄積したヘルプデスクシステムを有効活用した問合せ対応や次期 NACCS の機能等について、事務所職員等に対する研修を実施した。

ロ 問合せに対する回答状況の実態調査等

利用者からの問合せに対する回答状況について、中期目標期間中に実態調査を 5 回行い、その結果を分析し、問合せに対する回答に時間を要する場合の問合せ者への途中経過の説明の徹底等所要の措置を講じた。

(イ) 利用者からの問合せに対する回答状況についての実態調査の結果

- ・ 回答までに要した時間

		件数 (件)	構成比 (%)
1 時間以内	第 5 回	1, 596	95. 3
	第 4 回	1, 356	94. 9
	第 3 回	1, 537	95. 6
	第 2 回	1, 746	96. 1

	第1回	1,572	92.3
1時間超	第5回	78	4.7
	第4回	73	5.1
	第3回	71	4.4
	第2回	71	3.9
	第1回	131	7.7
合計	第5回	1,674	100.0
	第4回	1,429	100.0
	第3回	1,608	100.0
	第2回	1,817	100.0
	第1回	1,703	100.0

(参考)

		件数 (件)	構成比 (%)
即答	第5回	1,353	80.8
	第4回	1,101	77.0
	第3回	1,283	79.8
	第2回	1,421	78.2
	第1回	991	58.2

(注) 第5回調査 平成19年12月5日～11日
 第4回調査 平成18年10月18日～24日
 第3回調査 平成17年11月16日～22日
 第2回調査 平成16年10月13日～19日
 第1回調査 平成16年3月10日～16日

◎回答までに1時間超を要した事案424件についての理由

- 業務仕様の詳細を確認しなければ回答できない事案など調査に時間を要したもの 182
- 問合せ者の都合（不具合の事象に係る問合せ者からの資料提供までの時間を要したもの等）によるもの 111
- 担当者の知識不足によるもの 80
- 一旦回答した後、更に追加説明が生じたもの 39
- その他 12

◎上記424件のうち、途中経過説明を1時間以内に行わなかった事案118件の理由

- 問合せ者の都合によるもの（話中、離席等） 42
- 即答後に追加説明を行ったもの 11
- 次の問合せ対応等他の業務に時間を要したもの 10
- 時間を要することについてあらかじめ問合せ者の了解をえていたもの 5
- その他 50

(□) 調査結果を踏まえた問合せ対応

問合せ対応については、中期目標期間を通して以下のとおり徹底を図った。

- ・可能な限り即答を行うこととする。
- ・即答が困難な場合には、問合せから1時間以内に回答を行うこととする。

- ・やむを得ず1時間を超える場合は、問合せ者に対し、1時間以内に途中経過等を説明する。
- ・受付の段階で回答までに時間を要することが判断できるものについては、あらかじめ問合せ者に対して時間がかかる旨を伝えることとする。

ハ 「通話料金着信者払いサービス（フリーダイヤル）」の導入

平成18年7月の地方事務所統合に併せて、利用者サービスの一層の向上を図るため、当センターの問合せ窓口である各事務所及びヘルプデスクの電話・FAXに「通話料金着信者払いサービス（フリーダイヤル）」を導入した。

ニ ヘルプデスクの増強

ヘルプデスクへの電話の問合せについては、従来からつながりにくいという声が利用者からあがっていたため、平成18年6月に回線及び要員数を増強して状況の改善を図った結果、つながる割合が約6割弱程度から8割に上昇した。

ホ 地方事務所統合による効果

平成18年度に地方事務所を13事務所から4事務所に統合したことにより、職員の知識等の共有、電話等の質問に対する効率的な回答が行えるようになった。また、各事務所の職員数増加により、地方事務所の窓口対応時間を1時間延長するとともに、業務講習会や参加促進活動を効率的に行えるようになった。（資料4「地方事務所の概要」参照）。

ヘ ヘルプデスクシステムの見直し

ヘルプデスクシステムは、利用者から寄せられる端末障害等の技術的問合せ及び業務処理の問合せ対応を効率的に行うデータベースシステムであるが、次期NACCSにおいて利用業種の拡大や税関手続申請システムからの業務移管等に伴う利用者の拡大が見込まれること等から、利用者サービスの一層の向上を図るため、ヘルプデスクシステムを全面的に見直し、センターにおける統合的な利用者情報の管理、利用者への情報提供を目指したシステムの構築に向けて、必要な調達を実施し開発を行い、平成20年10月に稼働した。

② 新規利用の申込みから利用開始できるまでの標準日数の短縮

【中期計画】

新規利用の申込みから通信事業者による回線工事、システムの設定等を経て利用開始できるまでの標準日数を極力短縮します（例えば、専用回線の場合には50日）。

【事業実績】

新規利用の申込みについて、利用申込みから通信事業者による回線工事、システムの設定等を経て利用開始できるまでの標準日数を、専用線については50日、ダイヤルアップ回線については30日、netNACCSについては24日としている。

- ・ 中期目標期間中の実績 （単位：日）

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
専用線	—	43.4	44.6	40.3	35.0	—
ダイヤルアップ回線	25.7	—	19.0	29.0	23.0	—
netNACCS	16.5	18.8	18.7	19.1	18.2	16.8

標準日数については、回線工事と利用申込みやシステム設定等の事務処理を同時並行的に実施することにより維持している。

③ 利用者との定期会議の開催と業務運営への反映

【中期計画】

利用者ニーズを的確に把握するため、利用者の代表者からなる定期会議を開催し、その意見を業務の運営に反映させていきます。

【事業実績】

利用者ニーズのタイムリーかつ的確な把握等のため、利用者からなる定期会議を以下のとおり開催した。会議では、現行 Sea-NACCS の未利用事業者等への NACCS 参加メリットをコンパクトにまとめた資料の作成・活用について意見が寄せられことから、NACCS の参加メリットを含めた資料の作成を行う等、ニーズを的確に把握し、業務運営に反映している。また、次期 Sea-NACCS から新たに設けた利用業種等関係業種間の円滑な業務処理等を実現してほしいとの意見を踏まえて、関係者間の勉強会を実施した。

また、センターの内部委員会であるサービス向上委員会及びワーキンググループを開催し、利用者ニーズの現状分析等を行った。

イ 地区協議会

プログラム変更に対する意見聴取等のため、全国の 13 地区において、春季と秋季の年 2 回、各業界の実務担当者及び税関による地区協議会を開催した。

なお、地区協議会の運営について全国統一的な運営を確保するため、利用者からの意見・要望等の把握及び意見交換を行うことを議題設定に盛り込む等、地区協議会の運営方針を見直し、平成 16 年秋季の地区協議会からその方針に基づき運営を行っている。

ロ 情報処理運営協議会

毎年 3 月に情報処理運営協議会を開催し、翌年度のプログラム変更等実施計画案を審議するとともに、センターの状況等について意見交換を行った。

ハ サービス向上委員会及びワーキンググループ

利用者ニーズの現状分析、課題等を検討し改善策を立案する等のため、サービス向上委員会及びワーキンググループを開催し、利用者の視点に立ったサービスの向上を推進した。

(参考) サービス向上委員会

平成 15 年 10 月、独立行政法人への移行に伴い、利用者サービスの向上に資するため、センター内に、理事長を委員長とした「サービス向上委員会」を設置し、利用者ニーズの現状分析、課題等を踏まえた改善策を検討するとともに、各種施策の実施状況のフォローアップ等を行うこととしている。

④ 利用者を対象にしたアンケート調査の実施とサービス向上への反映

【中期計画】

利用者を対象に、センターの利用者サービスについてのアンケート調査を実施し、利用者のニーズを把握するとともに、その意見をサービスの向上に反映させます。また、調査における評価として、5 段階評価で平均 3.5 以上となることを目指します。

【事業実績】

イ NACCS を利用している全ての事業所を対象に、利用者サービスに関するアンケート調査を中期目標期間中に計 3 回、民間専門会社に委託して実施した。

なお、アンケート調査の実施にあたっては、あらかじめアンケート調査協力依頼文書を

全事業所に送付したほか、集計等の作業を効率的に行うためセンターホームページからの回答を基本としながら、インターネットによる回答ができない利用者のために FAX 調査を併用するなど、より多くの利用者から回答が得られるように努めた。(回収率は第 3 回の調査時に 76.9%に達した。)

○ 調査から得られたセンターの総合評価について

- ・センターに対する総合評価は、3 回を通して 60%半ばが「よい」、「ややよい」と評価している
- ・「よくない」、「ややよくない」は、第 3 回調査で 1%台に減少。
- ・総合評価を「よい=5 点」～「よくない=1 点」のウエイトを与えた平均値でみると、第 3 回において Sea-NACCS が 3.93、Air-NACCS が 4.0 点で、いずれも前回、前々回を上回った。

平成 19 年度に Sea-NACCS において 3.93、Air-NACCS において 4.0 という総合評価をいただいたということは、日々取り組んでいる業務に対して利用者の高い満足度を得ている結果と認識し、更なる評価の向上に努めていくこととしている。

ロ 調査後の対応

アンケートに寄せられた意見・要望等については、その内容を項目別に整理し、それぞれについて費用対効果等も検討し、実現が困難なものについてはその理由を、また実現に向けて検討するものについてはその具体策を利用者に説明することとして、アンケート調査結果の公表に合わせて、アンケートに寄せられた意見・要望へのセンターの考え方をホームページ及び NACCS 掲示板に公表した。

ハ センターでは、アンケート調査のほか、利用者との定期会合やホームページ上に問合せ窓口を設置する等、利用者から直接ご意見、ご要望を伺う仕組みを設けており、これらを適切にセンターの運営に反映させていくこととしている。

⑤ システム操作等に関する講習会の開催

【中期計画】

システム操作等に関する講習会を利用者のニーズ等に応じて適切に開催し、講習会受講者を対象にその内容等についてのアンケートを行い、講習会における評価として、「有益であった」とする者が受講者の 70%以上となることを目指すとともに、その結果を講習会の内容に反映させていきます。

【事業実績】

利用者の要望に応じて、システム操作等に関する講習会を積極的に開催したほか、通関業会、保税会等の業界団体と連携して利用業種別の業務講習会を計画的に実施した。

また、講習会の開催の都度、講義内容、配付資料、講師の説明ぶり等を評価していただくため、受講後にアンケート調査を行った結果、中期計画における数値目標「講習会における評価が「有益であった」とする者が受講者の 70%以上」に対し、中期目標期間を通して 90%前後と非常に高い評価を受けている。

更に、利用者ニーズに応じた講習内容にするためアンケートに寄せられた意見・要望等を分析、検討し、以下の諸点について推進・改善を図る等して講習内容の更なる充実に努めた。

- ・ 新規利用者や事業所新任者への講習に際しては、貨物の流れと NACCS の業務の全体像

を把握してもらった上で個別業務の説明を行う等分かりやすい説明に努めた。

- ・ 実際に NACCS 画面を使用した講習を望む意見等を踏まえ、研修用パッケージソフトを利用して NACCS 画面の入力を体験していただく講習会を実施した。
- ・ 業務の担当分野、習熟度に応じた講習を望む意見等を踏まえ、受講者の利用業種や業務経験等をできるだけ合わせて、より担当業務に特化した講習を実施した。また、活用資料についても、事例を掲げ、より説明ポイントが分かるよう資料の体裁や表現を工夫したものとした。

なお、「次期 NACCS についての詳細な資料の提供や説明会を実施して欲しい」旨の要望があり、次期 NACCS の業務仕様等の説明会以外に、各団体から要請のあった説明会又は講習会において、現行の NACCS の説明を行うとともに、次期 NACCS についても説明を行っており、現行と次期との相違点などのポイントを重点的に説明している。

(4) システムの利用促進

【中期目標】

国際貨物業務に関連するより多くの者がシステムを利用することがシステム化の効果を高め、国際物流の迅速化につながることから、関係者に対し NACCS の利用促進を図るものとする。

【中期計画】

システムの利用促進を図るため、システム有用性の広報を行います。また、次期 NACCS (Sea-NACCS 及び Air-NACCS) (以下「次期 NACCS」という。) から新たな対象業種となる輸出入業 (荷主) や海運貨物取扱業等に対しても、システム導入の効果を積極的に広報し、システムができるだけ広く、また、より多く利用されるよう適切に対処します。

【事業実績】

より多くの事業者がシステムを利用することが、利用者全体のシステム化の効果を高めることとなるため、参加促進用資料を活用しつつ、システム不参加事業所への個別訪問及び関係団体等が主催する各種会合等の機会を通じて、システムへの参加を呼びかける等の活動を積極的に実施した。特に、参加率の低い業種の方々として、保税蔵置場、船舶代理店を中心として参加促進を重点的に実施することで、効率的にシステム化の効果を高められるように活動したほか、各地の税関にも協力依頼を行い、税関と連携して効率的に新規事業者への参加促進に努めた。

こうした活動の効果もあり、システム契約事業所数は、平成 14 年度末に比べて延べ約 2,000 事業所増加した。

また、平成 20 年 10 月に次期 Sea-NACCS が稼働することから、旧来の NACCS 利用者及び未利用者に加え、新たに対象業種となる輸出入業 (荷主) や海運貨物取扱業等に対しても、システム導入による効果を積極的に広報するとともに、業務仕様等説明会や勉強会等各種説明会を開催する等利用促進活動を行った。

なお、次期 Sea-NACCS 利用予定者に対しては、業務仕様等説明会の実施や利用申込・接続試験等説明会を実施するとともに、勉強会を実施し、利用者が次期 Sea-NACCS を円滑に導入、利用していただけるよう努めた。

3. 財務内容の改善に関する事項

【中期目標】

センターは、平成14年4月及び平成16年10月に、剰余金を利用者に還元する等のため利用料金の大幅な引下げを行ったところであり、これに伴い生じている収支の不均衡の改善を図るものとする。

(1) 予算（中期計画の予算）

【中期計画】

センターは、平成14年4月及び平成16年10月に、剰余金を利用者に還元する等のため利用料金の大幅な引下げを行ったところであり、これに伴い収支が不均衡となっています。これについては、経費の削減・合理化等により中期目標期間中にその改善を図ります。

・平成15年度～平成20年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
業務収入	54,750
業務外収入	158
計	54,908
支出	
業務経費	51,562
一般管理費	2,269
人件費	5,403
計	59,234

(注1) 業務収入は、政府の「改革と展望」に示された成長率等を基に計算しています。

(注2) 一般管理費には、納付消費税が含まれています。

(注3) 人件費は、ベースアップがないものとして計算しています。

【事業実績】

収支の不均衡について、中期目標期間中にその改善を図るため、予算の執行にあたっては、経費の削減・合理化等に努めた。

・平成15年度～平成20年度予算及び決算

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額
収入		
業務収入	54,750	52,504
業務外収入	158	275
計	54,908	52,779
支出		
業務経費	51,562	45,437
一般管理費	2,269	2,252
人件費	5,403	4,940
計	59,234	52,629

(2) 収支計画

【中期計画】

・平成15年度～平成20年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	56,632
経常費用	56,632
業務費	48,563
一般管理費	1,925
人件費	5,402
減価償却費	728
業務外費用	14
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	52,192
業務収入	52,143
業務外収益	49
当期純損失	△ 4,440
目的積立金取崩額	0
当期総損失	△ 4,440

(注) 当期総損失については、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第124号)附則第2条第5項に基づく積立金(期首積立金予定額5,205百万円)を減額して整理することとします。

【事業実績】

・平成15年度～平成20年度収支計画及び実績

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額
費用の部	56,632	50,107
経常費用	56,632	50,086
業務費	48,563	41,866
一般管理費	1,925	1,771
人件費	5,402	4,930
減価償却費	728	1,432
業務外費用	14	88
財務費用	0	0
臨時損失	0	21
収益の部	52,192	50,084
業務収入	52,143	50,003
業務外収益	49	48
臨時利益	0	33
当期純損失	△ 4,440	△ 23
目的積立金取崩額	0	0
当期総損失	△ 4,440	△ 23

(注) 当期総損失については、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第124号)附則第2条第5項に基づく積立金(期首積立金額5,089百万円)を減額して整理する。

(3) 資金計画

【中期計画】

・平成15年度～平成20年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	66,584
業務活動による支出	58,658
投資活動による支出	6,284
財務活動による支出	400
次期中期目標期間への繰越金	1,242
資金収入	66,584
業務活動による収入	54,804
業務収入	54,750
業務外収入	54
投資活動による収入	6,096
財務活動による収入	0
承継繰越金	5,684

【事業実績】

・平成15年度～平成20年度資金計画及び実績

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額
資金支出	66,584	79,629
業務活動による支出	58,658	53,352
投資活動による支出	6,284	24,250
財務活動による支出	400	430
翌年度への繰越金	1,242	1,597
資金収入	66,584	79,629
業務活動による収入	54,804	52,230
業務収入	54,750	52,199
業務外収入	54	31
投資活動による収入	6,096	21,198
財務活動による収入	0	0
前年度からの繰越金	5,684	6,202

4. 短期借入金の限度額

【中期計画】

予見し難い事由により緊急に短期借入する限度額は、2千万円とします。

【事業実績】

予見し難い事由がなかったため、借入は行わなかった。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

【中期計画】

なし

【事業実績】

なし

6. 剰余金の使途

【中期計画】

剰余金は予定していない。

【事業実績】

なし

7. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 人事に関する計画

【中期目標】

センターは、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、業務量等に応じた適切な人員の配置、新規職員の採用と当該職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施し、必要な見直しが行えるよう実績評価を行うものとする。

① 人員計画

イ 業務処理の効率化、業務量に応じた適切な人員配置、常勤職員の抑制

【中期計画】

業務処理の効率化を図るとともに業務量等に応じた適切な人員配置及び職員の採用を行い、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、常勤職員数の抑制を図ります。

中期目標期間の期末の常勤職員数は、平成 14 年度末に比べて 17 名以上の減を見込んでいます。

(参考 1)

- | | |
|-------------------|---------|
| ① 平成 14 年度末の常勤職員数 | 132 人 |
| ② 期末の常勤職員数見込み | 115 人以下 |

(参考 2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 5,403 百万円

【事業実績】

イ 常勤職員数の削減

常勤職員数の削減については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務量等に応じた適切な人員配置を行った結果、中期目標期間中に合計 26 人の常勤職員の削減を行った。

ロ 職員の採用

センターの職員は、これまで基本的に国及び民間企業からの出向者で構成されてきたが、今後の職員構成のあり方を検討し、業務に必要な専門知識・経験等を内部蓄積しつつ、サービス水準の維持・向上を図る必要があることから、平成 18 年度よりプロパー職員の採用を再開したところである。

(参考) 平成 18 年度 5 人 平成 19 年度 4 人 平成 20 年度 13 人

また、センターは平成 20 年 10 月に民営化し、近い将来プロパー職員を中心とした職員構成としていく必要があることから、今後の採用方針等について検討を行うとともに、平成 21 年度のプロパー職員の採用に向け、募集作業を行った。

ロ 厳正な人事考課と処遇等への反映

【中期計画】

厳正な人事考課を行い、処遇等への反映を通じて、職員の業務への取り組み意欲を高めるように努めます。

【事業実績】

イ 人事考課の実施

人事考課は、職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績（勤務実績）を3段階で評価することを基本とし、成績の良好な職員については、賞与の増額や昇給号俸数を高くするなど処遇を優遇して職員の士気を高めるように努めている。このような適正な人事考課を毎年2回（10月、3月）行い、処遇等への速やかな反映を通じて、職員の業務への取り組み意欲を高めた。

また、人事考課を行うに当たって、考課者に人事考課マニュアルを配布し統一的な人事考課となるよう努めた。

（参考）人事考課マニュアルの主な内容

①好き嫌いや先入観による評定、②イメージや想像での評定、③仕事以外の事までを対象とした評定、④評価者の経験や価値観のみの評定 を排除するなど評定を実施するにあたり留意する点等を明記

ロ 自己評価制度の実施

平成18年度に、国家公務員における新たな人事評価制度の試行状況を参考に自己評価制度の検討を進め、平成19年度に自己評価制度の試行を実施した。各職員（役職者以上）が業務内容、達成目標及び難易度を記載した人事評価シートを作成し、当該シートに基づき、達成度合いの自己評価及び評価者評価を行った。今後、結果を検証し、制度の見直しを含めて検討することとしている。

② 研修計画

【中期計画】

IT化の進展及び国際物流の変化に的確に対応し、職員の専門的な知識の習得及び資質の向上を図るため、中期目標期間中に、外部研修を受講する職員数の常勤職員数に占める割合を、平成14年度の実績値（56%）と比べ10%ポイント増加させ66%とすることを目指します。

また、外部研修終了後に研修の事後評価を行い、研修内容の充実に努めます。

【事業実績】

職員の専門的な知識の習得及び資質の向上を図るため、平成15年度に研修計画大綱を策定し、外部研修への派遣や自己啓発研修の導入等を行ってきた。

平成19年度には、出向職員やセンター採用職員が混在するセンターの職員構成の特殊性に配慮しつつ、①自己開発意欲の促進、②採用時、昇任時等における基礎能力の向上、③専門的な知識の習得に重点をおいた研修計画を策定し、実施した。

イ 外部研修への派遣

中期目標期間中に、国際物流関係セミナー等の外部研修に職員延べ95人を派遣し、専

門的知識の習得及び資質の向上に努めた。

研修を受講する職員に対して一つひとつの研修の目的を明確に意識させるとともに、研修のニーズや内容及び研修の結果を的確に把握した。

(参考) 外部研修派遣実績

・国際物流関係セミナー	14人
・情報セキュリティ関係セミナー	37人
・情報システム統一研修(集合研修)	33人
・EDIセミナー	11人

ロ 自己開発意欲の促進

職員がキャリアパスに必要となる自己能力について自己分析を行いその結果から能力向上に必要と思われる研修計画を自主的に策定し、センターがこれを支援する自己開発意欲促進のための施策を実施した。中期目標期間中に職員延べ30人がパソコン技術の向上等を目指した研修等を受講し能力向上を図った。

ハ 研修の成果

中期目標期間中に、国際物流関係セミナー等95人、自己開発意欲の促進30人、接遇研修等その他の外部派遣研修225人の計350人が研修を受講した。なお、平成19年度の研修受講実績は93人で、常勤職員115人に対する割合は80.9%であった。これら研修により習得した知識や能力については、概ねセンターの業務に反映されており、また研修受講者から聴取した意見等については、今後の研修の参考としている。

なお、研修受講者に対し、研修の達成度の自己評価や改善意見等をアンケートにより確認するなど事後調査を行い、その結果を踏まえ、研修内容の充実に努めることとしている。

ニ 内部研修の実施

外部派遣研修や自己啓発研修以外に、内部研修として、新規採用者業務説明会、業務実務研修等を実施し、センター職員に必要な知識の習得等を図った。また、日常の職務遂行を通じて学ぶ職場研修(OJT)を随時実施し、能力の向上に努めた。

(2) 施設及び設備に関する計画

【中期目標】

センターは、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、費用対効果や事業全体の収支等を総合的に勘案し、施設、設備に関する計画を定め、それを着実に実施し、必要な見直しが行えるよう実績評価を行うものとする。

【中期計画】

現在センターが保有する施設及び設備はなく、また、中期目標期間中に施設及び設備を建設する等の計画はありませんが、事務処理の効率化等を図るため、システムの安定的な運営等に配意しつつ、中期目標期間中の可能な限り早い時期に主たる事務所の移転を行います。

【事業実績】

中期計画どおり、施設及び設備に関する計画はなかった。なお、主たる事務所については、平成17年5月に神奈川県川崎市への移転を行った。(詳細は「1.(6)主たる事務所の移転」を参照。)

(3) 情報セキュリティの強化及び危機管理体制の整備・強化

【中期目標】

NACCSが保有している情報の保護等システムの安全性の確保は、安定稼働と並ぶセンターの最重要課題であることから、センターは、情報セキュリティを強化するものとする。

「税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関連業務）の業務・システム最適化計画」を踏まえ、自然災害等が発生した場合の危機管理に関する体制を整備・強化するものとする。

① 情報セキュリティの重要性についての認識の向上、セキュリティ監査の実施

【中期計画】

システムの情報セキュリティを強化するため、研修の実施等を通じて、情報セキュリティの重要性についての役職員の認識を向上させるとともに、セキュリティ監査を実施し、必要に応じてセキュリティポリシーの見直しを行います。

【事業実績】

イ 情報セキュリティの強化

情報セキュリティの強化を図るため、「センターにおける情報セキュリティの確保に関する規程」を設けて、外部監査及び内部監査を隔年で実施した。監査における指摘事項については、速やかに検討して適切に見直しを行うこととしており、平成17年度には外部監査の結果に基づき、CISO（最高情報セキュリティ責任者）を新たに設置した。また、内部にセンターにおける情報セキュリティ対応を総括する「情報セキュリティ委員会」を設置して、PDCAサイクルをフォローすることとしている。

ロ 情報セキュリティに関する内部研修の実施

情報セキュリティの基礎知識向上を図るため、新規採用職員やシステム関連部署職員を対象者とした情報セキュリティに関する内部研修を毎年実施した。また、併せて、情報管理、個人情報保護に関する研修も実施した。

ハ 情報セキュリティに関する研修への派遣

中期目標期間中に、情報セキュリティ管理者・補助者等の知識・技能の習得・向上を図るため、情報セキュリティ外部研修に職員延べ37人を派遣した。

ニ 機密保持契約の締結

業務を外部委託する際に、センターのセキュリティポリシーを周知するとともに、機密保持契約を締結し、情報セキュリティの強化に努めた。

② 緊急時の対応マニュアルの見直し等危機管理体制の整備・強化

【中期計画】

最適化計画を踏まえ、自然災害等が発生した場合における速やかな業務回復を図るため、緊急時の対応マニュアルを定期的に見直す等危機管理体制を整備・強化します。

【事業実績】

自然災害等が発生した場合における速やかな業務回復を図るため、以下の事項を行い、危機管理体制の整備・強化を図った。

イ 緊急時の対応マニュアルの見直し

見直し方針に基づき、毎年度、「危機管理マニュアル」及び「システム障害時の対応マニュアル」の点検を実施するとともに、障害時の連絡体制の確認、故障演習等の実施、過

去の障害事象を事例とした対応状況の検討等を行い、所要の改定を行った。

また、人事異動に伴う担当者の変更等による障害発生時の連絡体制、役割分担等について見直しを随時実施した。

ロ 緊急時の関係機関等との連絡体制の見直し

平成19年7月に、関係者間においてシステム障害発生時の対応検討会を開催し、緊急時における関係機関等との連絡体制の見直しを行った結果、現在の体制で問題がないことを確認した。

ハ バックアップセンターの稼働準備

平成20年10月の次期NACCS稼働に併せてバックアップセンターが稼働することから、災害発生時の運用マニュアルを整備するとともに、実際の災害発生を想定した演習を実施した。

(4) 次期NACCSの開発等

① 次期NACCSの開発

【中期目標】

次期NACCS(Sea-NACCS及びAir-NACCS)(以下「次期NACCS」という。)のあり方については、外部専門家の意見を聴取する等、最適なシステムの構築について、既存のシステムにとらわれることなく幅広く検討を行うものとする。

また、次期NACCSの調達に当たっては、一般競争入札を行うことにより経費の削減を図るものとする。

更に、次期NACCSについては、利用者、外部専門家の意見を聴取した上で決定した業務詳細仕様書に基づき、Sea-NACCSについては、平成20年10月に確実に稼働開始するものとする。なお、稼働に向けて利用者に対し十分な説明を行う等、次期NACCSへの円滑な移行が可能となるよう十分な措置を講じるものとする。

また、Air-NACCSについては、引き続き利用者の要望を踏まえつつ、システム開発を進めることとする。

【中期計画】

税関システムに関して財務省が平成16年度に行う刷新可能性調査の結果及び平成17年度に策定した最適化計画を踏まえ、利用者、外部専門家等の意見を聴取した上で、これらの意見も参考にして、次期NACCSの開発を進めます。

その際、安定性、信頼性、効率性、セキュリティ、国際標準等に充分留意したシステムを目指すこととします。

また、次期NACCSの調達に当たっては、ハードウェア等を含めた競争入札の範囲の積極的な拡大を行うこと等により、経費の削減を図ることとします。

次期Sea-NACCSについては、平成20年10月に確実に稼働を開始するものとし、次期システムへの円滑な移行が可能となるよう利用者に対して十分な説明を行います。また次期Air-NACCSについては、引き続き利用者の要望を踏まえつつ、システム開発を進めます。

なお、中期目標の期間を超える債務負担については、次期NACCSの調達等に関する各種の長期契約において予定します。

次期NACCSの開発の進捗については、ホームページに公表する等、毎年度その状況を

明確にしていきます。

【事業実績】

イ 次期 NACCS の仕様策定

次期 NACCS の更改にあたっては、財務省が行った刷新可能性調査（平成 16 年度）及び業務・システムの最適化計画を踏まえ、官民利用者からなる次期 NACCS 更改専門部会及び同 WG を情報処理運営協議会の下部組織として設置して、平成 17 年度から基本仕様及び詳細仕様について検討を行った。その結果、平成 18 年 3 月に次期 NACCS の基本仕様を、平成 19 年 3 月に次期 Sea-NACCS の詳細仕様を、平成 20 年 3 月に次期 Air-NACCS の詳細仕様を、その時に開催した情報処理運営協議会において決定した。

- ・ 海上更改専門部会 4 回
- ・ 同 合同 WG 28 回
- ・ 航空更改専門部会 5 回
- ・ 同 合同 WG 35 回

ロ 次期 NACCS の調達

次期 NACCS の調達にあたっては、刷新可能性調査の結果に基づき、できる限り透明性が高く競争原理が働くよう、ソフト・ハード・運用支援業務、ネットワーク及びデータセンター（建物）の 3 つに分割して、前 2 者については政府調達に準拠した競争入札（総合評価落札方式等）を、後者については一般競争入札を実施した結果、経費の縮減が可能となった。

なお、ソフト・ハード・運用支援業務の調達にあたっては、調達プロセスのより一層の透明化を図り、かつ、最適なベンダーから調達するため、利用者、有識者等から構成される次期 NACCS 調達委員会を理事長の諮問機関として設置した。調達委員会では、入札仕様書、評価基準書及び採点基準の検討を行って、入札者から提出された提案書を審査、採点し、その結果に基づいてセンターが受注者を決定した

ハ 次期 Sea-NACCS に係る取組み

次期 Sea-NACCS については、平成 19 年 3 月に策定した詳細仕様に基づきプログラム開発を進めるとともに、平成 19 年度から 20 年度にかけて現行利用者及び新規利用希望者に仕様等を周知するための説明会、利用申込みや接続試験に関する説明会、移行説明会及び新システムの操作方法等に係る利用者研修を各地で開催し、次期 Sea-NACCS の円滑な稼働に向けた準備を行った。

平成 20 年 7 月～9 月には、センター及び次期 Sea-NACCS の全利用者を対象として、本番環境のもと 6 段階に分けて総合運転試験を実施し、最終的に次期 Sea-NACCS の稼働にあたって問題がないと判断したことから、予定通り平成 20 年 10 月 12 日に、利用者の混乱もなく稼働を開始した。

- ・ 業務仕様等説明会
 - 現行利用者向け 26 地区 38 回
 - 新規利用希望者向け 21 地区 21 回
 - 銀行利用者向け 1 地区 2 回
- ・ EDI 仕様説明会 2 地区 2 回
- ・ 利用申込み、接続試験説明会 16 地区 30 回

- ・ 総合運転試験説明会 16 地区 36 回
- ・ 移行説明会 16 地区 29 回
- ・ 利用者研修 18 地区 99 回
- ・ ACL 業務手順書説明会 11 地区 12 回

ニ 次期 Air-NACCS に係る取組み

次期 Air-NACCS については、平成 20 年 3 月に策定した詳細仕様に基づき、現行利用者に仕様等を周知するための説明会を各地で開催した。

- ・ 業務仕様等説明会
 - 関係業界向け 2 回
 - 利用者向け 17 地区 22 回
- ・ EDI 仕様説明会 2 地区 2 回

ホ 次期 NACCS 開発状況のホームページ等への公表

次期 NACCS の開発の状況の公表として、基本仕様及び詳細仕様をホームページ及び掲示板に随時公表している。また、次期 NACCS 更改専門部会、同 WG の議事内容・配布資料についても会議開催後速やかにホームページ及び掲示板に掲載した。

② 府省共通ポータルの開発

【中期目標】

センターは、平成 20 年 10 月に、府省共通ポータルの構築による次世代シングルウィンドウを確実に稼働させ、利用者にとって利便性の高いものを提供するものとする。

【中期計画】

平成 20 年 10 月に、府省共通ポータルの構築による次世代シングルウィンドウを確実に稼働させ、利用者にとって利便性の高いものを提供するため、関係省庁と連携を図りつつ、システム開発を進めます。

【事業実績】

「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画（平成 17 年 12 月 28 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）」に基づき、今後新たに開発・運営する府省共通ポータルについては、当センターが主体となって開発・運営を行うこととなった。

平成 18 年度に関係府省と協議しつつ基本仕様の検討を行い、平成 19 年度にかけてソフトウェア及び運用技術支援、ハードウェアに分割してそれぞれについて政府調達に準拠した競争入札（総合評価落札方式）を実施した。入札にあたっては、センター職員及び関係府省職員で構成される「府省共通ポータル技術評価委員会」を設置し、入札ベンダーからの提案について審査等を行っている。

調達後は、関係府省と密接に連携しつつ開発作業を進めるとともに、利用者に対する説明会を全国で開催する等、平成 20 年 10 月の稼働に向けた準備を進め、予定通り平成 20 年 10 月 12 日に次期 Sea-NACCS の稼働に合わせて利用を開始した。

（参考）利用者説明会 7 地区

③ NACCS と港湾 EDI との統合及び関係省庁システムとの一体的運営

【中期目標】

NACCSについては、平成20年10月に港湾EDIと統合を行うとともに、その他の関係省庁の輸出入等関連情報処理システムについてもセンターによる一体的運営を通じて、更なるシステム統合を図っていくこととする。

【中期計画】

平成20年10月に予定している次期NACCSと港湾EDIとの統合に向けて、国土交通省と連携を図りつつ、システムの開発を進めます。また、センターが関係省庁の輸出入等関連情報処理システムの一体的運営を行うとの政府方針に基づき、関係省庁との連携を図りつつ検討を行います。

【事業実績】

イ 次期NACCSと港湾EDIとの統合

アジア・ゲートウェイ戦略会議の「貿易手続改革プログラム」において、平成20年10月にNACCSと港湾EDIを統合することが盛り込まれ、センターが港湾サブシステム（次期港湾EDIシステム）の開発を行うこととなったため、国土交通省と連携しつつ、政府調達に準拠した一般競争入札（総合評価落札方式）によって調達を実施した。

調達後は、関係府省と密接に連携しつつ開発作業を進めるとともに、港湾関連手続利用者への説明会を関係省庁と共催にて随時開催して利用者への周知を図り、予定通り平成20年10月12日に次期Sea-NACCSの稼働に合わせて利用を開始した。

（参考）港湾関連手続説明会 7地区 9回開催

ロ 関係省庁システムとの一体的運営に向けた準備

関係省庁システムとの一体的運営に向けた準備として、経済産業省が所管する貿易管理システム（JETRAS）についても、NACCSとのシステム統合を実現するため、経済産業省と連携のうえ調達手続を行い、現在開発を進めている。なお、調達にあたっては、政府調達に準拠した一般競争入札（総合評価落札方式）を採用した。

(5) 利用料金の検討準備

【中期目標】

「独立行政法人整理合理化計画」の指摘事項を踏まえ、次期NACCSの利用料金については、センターを承継する新会社が設定することとされていることから、センターの財務状況、一般競争入札等による経費削減効果を確実に反映し、パブリックコメントを実施するなど国を含む利用者等の意見を十分に聴取した上で、適切な利用料金の検討のための準備を行うものとする。

【中期計画】

「独立行政法人整理合理化計画」の指摘事項を踏まえ、次期NACCSの利用料金については、センターを承継する新会社が設定することとされていることから、センターの財務状況、一般競争入札等による経費削減効果を確実に反映し、パブリックコメントを実施するなど国を含む利用者等の意見を十分に聴取した上で、適切な利用料金の検討のための準備を行います。

【事業実績】

イ Air-NACCSの利用料金引下げについて

平成 13 年 10 月に稼働した更改 Air-NACCS の利用料金について、有識者及び利用者で構成される「Air-NACCS の利用料金検討会議」を平成 15 年 12 月に設置し、検討が進めた結果、提言に基づいて平成 16 年 10 月より利用料金の大幅な引下げを行った。

ロ 次期 NACCS 利用料金の検討状況について

次期 NACCS の利用料金については、平成 18 年度に取りまとめた検討の方向性を踏まえ、利用料金の考え方及び素案についてパブリックコメントを実施して、国を含む利用者の意見等を十分に聴取するとともに、6 月に開催された「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社設立委員会」において、設立委員からも意見を聴取して検討を行った（資料 5「パブリックコメントの概要」）。

なお、次期 NACCS の利用料金については、平成 20 年 10 月 1 日のセンター民営化後に新たに設置した経営諮問委員会が聴取・審議し、その報告を受けて新会社の取締役会が決定したところである。

(参考) 次期利用料金の検討の方向性

- (イ) 調達コストの低減効果を踏まえ、利用料金の引き下げを行うことを検討
- (ロ) 税関業務の業務・システムの最適化計画」に沿い、申告・申請業務の無料化を検討
- (ハ) 「基本料金+従量料金」又は「従量料金のみ（基本料金見合い上乘せ）」のいずれかを選択できる方式を検討（net-NACCS についても同様）

ハ 新規業務における利用料金の適切な設定

中期目標期間中に実施したプログラム変更のうち、「簡易申告制度及び一括特例申告制度の変更」等 98 業務について、業務方法書等の規程に基づいて、適正な料金設定を行った。

(参考) 利用料金の設定方法については、業務方法書第 12 条（利用料金等）に「能率的な経営の下においてセンターが必要とするシステムの運営に関する経費の総額を充足すること、及び利用者の受益の割合その他の事情を勘案し、適正な利用料金を決定すること」と定められ、具体的な利用料金は、独立行政法人通関情報処理センター利用料金規程で定めている。

(6) 随意契約の見直し

【中期目標】

センターが行う物品購入等の契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組みにより、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① センターが策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組みを着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

【中期計画】

センターが締結する契約については、原則として一般競争入札等によることとし、以下の取組みにより、随意契約の適正化を推進します。

イ センターが策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組みを着実に実施するとともに、その取組状況を公表します。

ロ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募による調達を行う場合には、競争性、透明性の確保に十分努めます。

また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてのチェックを受けます。

【事業実績】

競争性を拡大させるため、平成 15 年度に独立行政法人通関情報処理センター会計規程を改正し、一般競争入札の適用範囲の拡大、競争入札困難案件への企画競争の導入を行った。

契約については、国の「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号）に準じて、原則として一般競争入札（公募、企画競争含む。以下同じ。）による調達を行っており、契約状況（契約の名称、相手方、金額、随意契約の理由等）についても、毎月ホームページ上で公表を行った。

また、平成 19 事業年度監事監査（平成 20 年 4～6 月に実施）において、一般競争入札の活用及び入札・契約については、「平成 19 年度から、原則として一般競争入札による調達制度を取り入れ、金額ベース及び件数ベースにおいても大きな改善が見られたことは評価される」との意見をいただいた。

イ 「随意契約見直し計画」の取組み

「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19 年 8 月 10 日閣議決定）に基づき随意契約の見直し計画を策定し、ホームページに公表した。また、同計画のフォローアップとして、平成 19 年度に締結した随意契約についての点検・見直し等を行い、引き続き一般競争入札を原則として適正な調達を行った（資料 6「通関情報処理センターの契約の状況」）。

ロ 競争性、透明性の確保

企画競争や公募を実施する場合においても、一般競争入札と同様の手続を経ることにより、競争性、透明性の確保に努めた。

(7) 積極的な情報提供

【中期目標】

社会の信頼を確保するため、国民及び利用者に対し業務運営の透明性を確保し、説明責任を果たしていく必要があることから、情報の公開の充実に取り組んでいくものとする。

【中期計画】

ホームページを大幅に見直し、従来利用者のみ提供していたシステムの運転状況、プログラムの変更状況等、センターの業務に関する各種情報について、システムのセキュリティの確保と閲覧者の利便性に配慮しつつ、積極的な提供を行います。

また、提供する情報については、最新のものを可能な限り迅速に公表するとともに、ホームページ掲載内容の改善・充実を図り、ホームページへの年間アクセス件数を中期目標期間中に、平成 14 年度の実績（約 10 万件）と比べ 30%増の 13 万件を目指します。

【事業実績】

イ ホームページの年間アクセス件数

ホームページの年間アクセス件数については、中期目標期間中において平成 14 年度の

実績と比べ 30%増を目指して閲覧者の利便性に資するため、従来はシステムの運転状況やプログラム改変状況について NACCS 利用者のみ提供していた MACCS 掲示板を、ホームページからも閲覧できるよう改善するとともに、相談受付フォームの改善、必要な情報に容易にたどり着けるようトップページのデザイン変更、センターから発信する各種情報を迅速・確実に提供するために電子メールによる新着情報通知サービスを導入する等、ホームページ掲載内容の改善・充実に取り組んだ。

その結果、平成 20 年度（4～9 月）におけるホームページへのアクセス件数は 3,376,120 件（月平均 562,687 件）となり、平成 14 年度の月平均実績の約 17.6 倍と大幅に増加した。

（注）ホームページアクセス件数については、平成 15 年度までトップページへのアクセス件数のみを計上しており、NACCS 掲示板、その他のコンテンツに直接アクセスされる件数が反映されていなかった。ホームページのアクセス件数はページビューとしてトップページのみならず、アクセスされた全ページの件数を計上するのが一般的であるため、平成 16 年度の報告から同方法に改めることとした（資料 7「ホームページアクセス件数の年度比較表」参照）。

ロ 積極的な情報提供

センターの業務に関する各種情報や調達情報、システム運転状況等について、システムのセキュリティの確保と閲覧者の利便性に配慮しつつ、最新のものを速やかに積極的に提供した。

8. センターの運営形態の見直し

【中期目標】

センターについては、「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」により、特殊会社として民営化することとされていることから、これに伴う準備を着実に進めることとする。民営化することにより、会社法の規定に基づき株式会社組織に変更し、株式会社としてのマネジメントが可能となることから、更なる経営の合理化や業務運営の効率化を図るとともに、民営化により目的達成業務が実施可能となることから、国際的システム連携など民間利用者からの新規業務に適時・適切に対応することにより利用者の利便性向上を図ることとする。更に、センターは、税関手続や関係省庁の手続とこれらに関連する民間業務等を処理する官民共同システムであり、公的なサービスも供給することから、公的機関に求められる業務の効率性の向上や内部統制を担保するため、以下の事項について所要の措置を講ずるものとする。

- ① 監査役や会計監査人等、会社法で定められた監査体制の整備
- ② 中期的目標を設定することによる経営管理、第三者機関による評価体制等も含め、効率性の向上や内部統制を担保するための仕組みの整備
- ③ 情報公開については、現状を踏まえた適切な体制の整備及び企業情報等の秘密保持を確保するための仕組みの整備
- ④ 適正な利用料金を設定するための仕組みの整備
- ⑤ 目的達成業務の範囲を適正なものとするための仕組みの整備

また、民営化に際し、センターが保有する積立金については、新会社の資本金及び資本準備金として継承することとする。

【中期計画】

センターは「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」により、平成20年10月1日に特殊会社化することとされていることから、株式会社設立に向けた準備を着実に進めます。その際には、更なる経営の合理化や業務運営の効率化を図るとともに、国際的システム連携などにより利用者の利便性向上を図ることとします。また、業務の効率性の向上や内部統制を担保するため、以下の事項について所要の措置を講ずることとします。

- ① 監査役や会計監査人等、会社法で定められた監査体制の整備
- ② 中期的目標を設定することによる経営管理、第三者機関による評価体制等も含め、効率性の向上や内部統制を担保するための仕組みの整備
- ③ 情報公開については、現状を踏まえた適切な体制の整備及び企業情報等の秘密保持を確保するための仕組みの整備
- ④ 適正な利用料金を設定するための仕組みの整備
- ⑤ 目的達成業務の範囲を適正なものとするための仕組みの整備

【事業実績】

イ 株式会社設立に向けた準備

センターは「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」（平成20年5月30日法律第46号）により、平成20年10月1日に株式会社化することとされたことから、財務省と連携を図りつつ、以下のとおり株式会社設立に向けた準備を行った。

(イ) 民営化支援コンサルタントの活用

株式会社化に向けての諸作業等に対して、広範な知識を有する外部機関から総合的な支援や助言を受けることにより、確実かつ円滑な民営化移行を図るため、民営化支援コンサルタントを最大限活用して、定款及び諸規程を含む内部統制の整備、財務・会計制度の構築を行った。

(ロ) 設立委員会への対応

財務省に設置された「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社設立委員会」（6～9月の間、3回開催）の議論、決定を踏まえて定款等組織の骨格作りを行った。

(ハ) 創立総会の開催

平成20年9月22日に「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社創立総会」を開催し、新たに新会社の取締役、監査役等会社法に定められた事項の決定等を行った。

ロ 内部統制の担保等

株式会社設立に際して、業務運営の効率化を図るとともに、内部統制の担保、利用者利便の向上を図るため、以下の措置を講じた。

(イ) 監査体制の整備

会社法に基づき監査役、会計監査人等監査体制の整備を行うとともに、内部統制システムの整備に関する基本方針を策定し、全職員に周知を行った。

(ロ) 経営諮問委員会の設置

輸出入等関連業務の適切、公平かつ安定的な処理及び利用者利便の向上のため、センターに取締役会の諮問機関として、当該業務に関して専門的知識を有する者及び学識経

験者で構成する経営諮問委員会を設置した。

(ハ) 適正な利用料金設定の仕組み整備

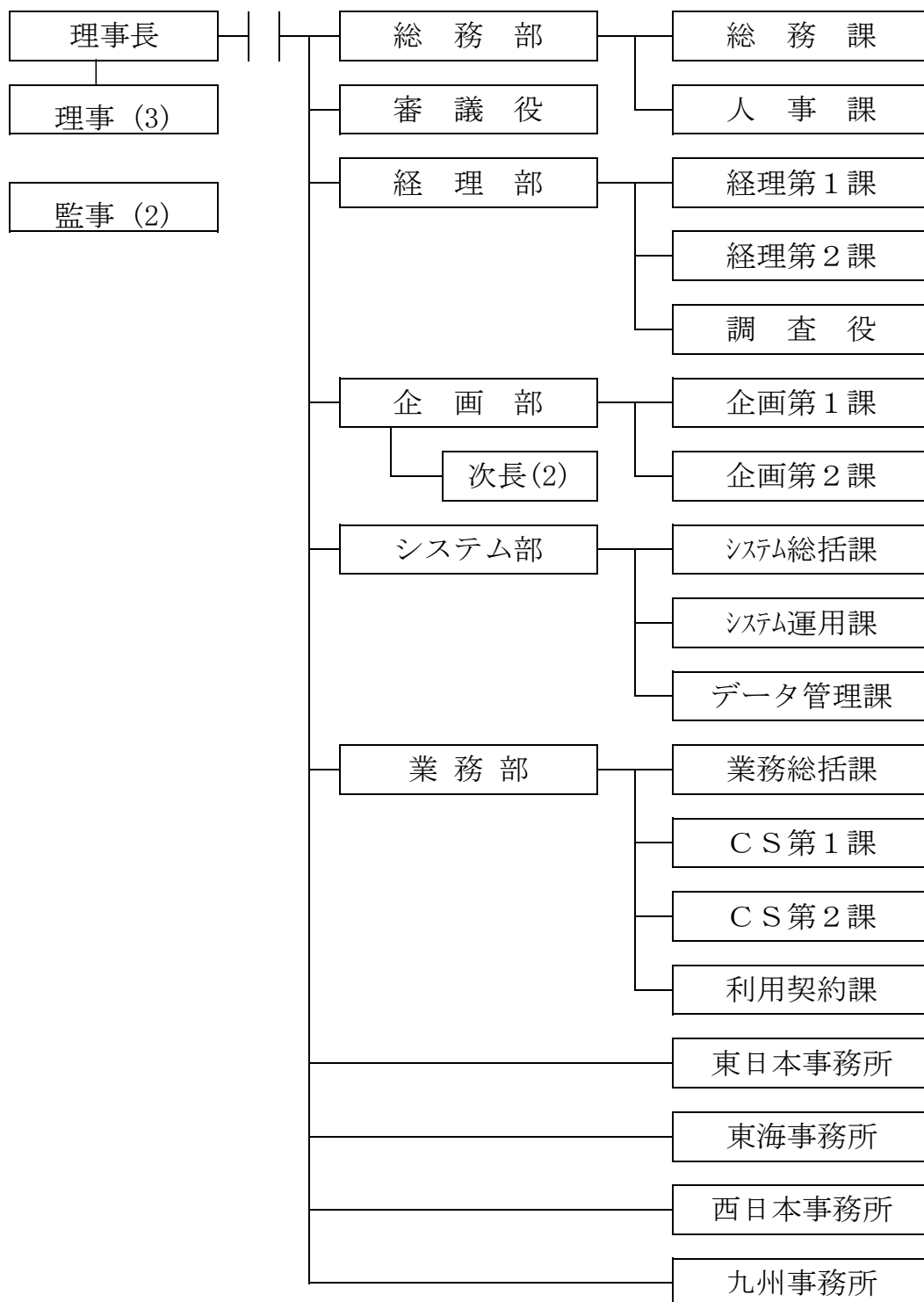
利用料金の設定については、センターの定款及び内部規程において、事業計画とともに経営諮問委員会が聴取・審議し、取締役会が当該報告を踏まえて決定することとした。

(ニ) その他

情報公開や情報セキュリティについては、株式会社化後も現状を維持した体制、規程の整備を行った（資料 8「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の概要」、資料 9「平成 20 事業年度事業計画」参照）。

組 織 図

(平成20年7月1日現在)



地方事務所の概要

センターには全国に 4 つの地方事務所が所在し、概要は次の通りである。

1. 地方事務所の配置人員及び担当地域

平成 20 年 9 月 30 日現在

地方事務所名	組織	配置人員	担当地域
東日本事務所 (平成 20 年 12 月末廃止、本社業務部に機能移管)	所長、所長代理⑦、 所員①	9	北海道、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、千葉県、山形県、新潟県、群馬県、埼玉県、山梨県、東京都、神奈川県 (16 都道県) ※函館税関、東京税関、横浜税関の管轄地域
東海事務所	所長、所長代理②、 所員①	4	長野県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県 (5 県) ※名古屋税関の管轄地域
西日本事務所	所長、所長代理⑤、 所員①	7	富山県、石川県、福井県、京都府、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、鳥取県、岡山県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県 (15 府県) ※大阪税関、神戸税関(除く広島県、島根県)の管轄地域
九州事務所	所長、所長代理③、 所員②	6	島根県、広島県、山口県、福岡県、大分県、宮崎県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (11 県) ※門司税関、長崎税関、沖縄地区税関の管轄地域及び広島県、島根県
計		26	

2. 地方事務所の業務

(1) 利用者サポート業務

① 問合せ（障害関係を含む。）への対応

システムの操作方法等の問合せについて、電話での対応を行っている。

② システムに係る講習会等の実施

税関及び関係業界等から依頼があった場合、特に新規に利用者となられた場合には、システムの操作方法等について講習会を実施しており、また、関税法等の制度改正等によるシステムのプログラム変更等を行った場合も講習会や説明会を実施しているが、こうした講習会等は地方事務所が中心となり対応している。

③ システム利用契約に係る相談・手続

新規利用契約や契約の変更等に関する手続きの窓口は、地方事務所が行っている（自社システム利用者を除く。）。

(2) 利用者ニーズの把握

① 地区協議会の開催

利用者サービスの向上を図るため、利用者のニーズを把握することを目的として、地方事務所の所在する各地区において、地区協議会を開催している。

② 利用者訪問または事務所における面談

利用者のご意見、要望等を受ける場合、利用者の生の声を実際に聞いて利用者のニーズの把握に努めることが望ましいことから、利用者訪問、または地方事務所への利用者の来訪等の際に面談している。

③ 各地域または業界のニーズの把握及び情報収集

センターとしては、各地区における地域の特殊性に対応したシステム運営に資するため、特定地域内における関係業界との定期的会合に可能な限り積極的に参加することで、ニーズの把握を行うとともに、情報収集に努めている。

(3) システムの利用促進

より多くの事業者がシステムを利用することが、利用者全体のシステム化の効果を高めることとなるから、システム未利用者への参加促進や利用者への利用促進活動等を行っている。

特に未利用者への参加促進については、本部においても行っているが、未利用者が所在する地域の特殊性等を考慮した上で行うのが最も効果的であることから、地方事務所が中心となって実施している。

3. 本部との役割分担

センターの本部は、センター全体の業務の実施方針の企画及び立案等を行い、地方事務所は、担当地域ごとに、利用者の所在する各地域におけるサービス提供及び利用者ニーズの収集の拠点として重要な役割を果たしている。

システム障害発生状況

平成 15 年度

発生月	障害状況	障害原因	改善策
10 月	インターネット接続用サーバのソフト障害 (Sea-NACCS) 02:10~04:22	netNACCS サーバのプログラムエラーによる接続付加。 オンライン終了シナリオ時刻設定を誤り、その後に起動する保守日 BMP において、シナリオが初期化され自動起動しなかった。	保守日 BMP を強制始動させた。
11 月	インターネット接続用の回線障害 (Sea-NACCS) 16:47~17:24	NetNACCS のデジタル認証サービスの障害による接続不可。 セキュアコネクシステム内のファイヤーウォールのマザーボードにおいて不具合があり、Web アプリケーションサーバに正しく送信されなかったため。	主導にて再立ち上げを行った。
3 月	港湾 EDI サーバのハード障害 (Sea-NACCS) 29 分	①SW/SMTP のハード障害により稼働系と待機系の系切替を実施したが、自動でのオンライン開始が出来なかった。 ②SW/SMTP の共通部のハード故障及び運用監視端末の自動立上げシナリオに関する定義に一部不具合があったものである。	自動立上げシナリオに関する定義の一部不具合は回収し、ハード故障の被疑物品についても同日中に交換作業を行った。

平成 16 年度

発生月	障害状況	障害原因	改善策
5 月	SMTP 双方向サーバのオンライン異常終了に伴うオンライン開始の遅延 (Air-NACCS) 05:00~05:56 (56 分)	①業務規制時間帯 (04:30~05:00) 処理において、ホストからサーバへのオンライン終了制御電文でタイムアウトを検知し、ホストとサーバ間パスのセッションが切断された。 サーバからホストへパスのセッション再接続中に別パスで再度オンライン終了制御電文が送信されサーバのオンラインは強制終了の異常終了となったがシステム制御上は正常終了となった。 ②オンライン開始自動起動処理において、サーバが異常終了となっていることから自動起動処理の条件不一致でサーバがオンライン状態とならなかった。 ③このため、サーバの手動による系切替、オンラインの立上げを行ったが、タイムアウトとなった制御電文が滞留していたことから、サーバのオンライン起動時点で、滞留制御電文がホストからサーバに送信され、サーバのオンライン終了状態となったものである。 ④手動によるサーバのオンライン開始入力により立上げた。	①SMTP 双方向サーバの接続利用者は 2 者のみであることから障害の発生、復旧等について個別に電話で対応した。 ②オンライン開始自動起動処理の定義について、サーバの強制終了によるオンライン異常終了であっても、システム制御上正常終了である場合は自動起動を可とするプログラム修正を行った。 ③また、上記②の正常終了処理を契機に、ホスト内に滞留しているホスト・サーバ間のオンライン終了制御電文で不用となる電文を削除するよう修正した。

7月	オンラインファイルセーブの異常終了に伴うオンライン開始の遅延 (Air-NACCS) 05:00~05:05 (5分)	業務規制時間帯(04:30~05:00)におけるファイルセーブ処理が振分け先媒体不良により異常終了した。 当該事象によるオンラインへの影響の確認及び手動による業務規制時間帯の強制解除(オンラインの立上げ)を行ったことからオンライン開始が遅延した。	①利用者に対しI-FAX及びNACCS掲示板にて障害の発生、復旧等を連絡した。 また、問合せのあった1者に対し障害の発生、復旧等について個別に電話にて対応した。 ②セーブ処理における振分け先を整理することにより空き媒体を確保し、自動的に振り分けるプログラム修正を行った。
----	-------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成17年度

発生月	障害状況	障害原因	改善策
5月	オンラインの中断 (Air - NACCS) 00:15~00:21 (6分)	オンライン系ホストのCPU制御ボードの不良	不良部品(CPUボード)の交換を実施した。 なお、Air-NACCSは、2台のホスト(オンライン系・バッチ系)により運用されており、オンライン系のホストで故障が発生した場合には、自動的にバッチ系のホストでオンライン業務を継続(ホットスタンバイ)するよう設計されている。今回の障害発生時には、当該機能により6分間でホストの系切り替えが行われている。
8月	オンライン開始の遅延 (Air - NACCS) 05:00~05:48 (48分)	磁気テープデッキの故障(媒体装填不良)に伴うファイルセーブ処理の異常終了	不良部品(磁気テープデッキ)の交換を実施した。 また、同事象が発生した場合に迅速な対応を可能とするため、対処手順を作成した。
3月	オンライン開始の遅延 (Air - NACCS) 05:00~05:35 (35分)	オンライン規制時間帯におけるジョブエントリ数のオーバーフローに伴うファイルセーブ処理の異常終了	日々行っているジョブエントリ数の確認範囲を、これまでの定型処理(日次、月次等の定期的な業務処理)に加え、非定型形処理(調査等の非定期的な業務処理)についても、実施するよう運用手順を変更し、ジョブエントリ数の監視を強化した。 また、不要となったジョブエントリのクリア処理を、これまでの手動による運用から自動運転に変更し、確実なクリア処理の確保を図った。

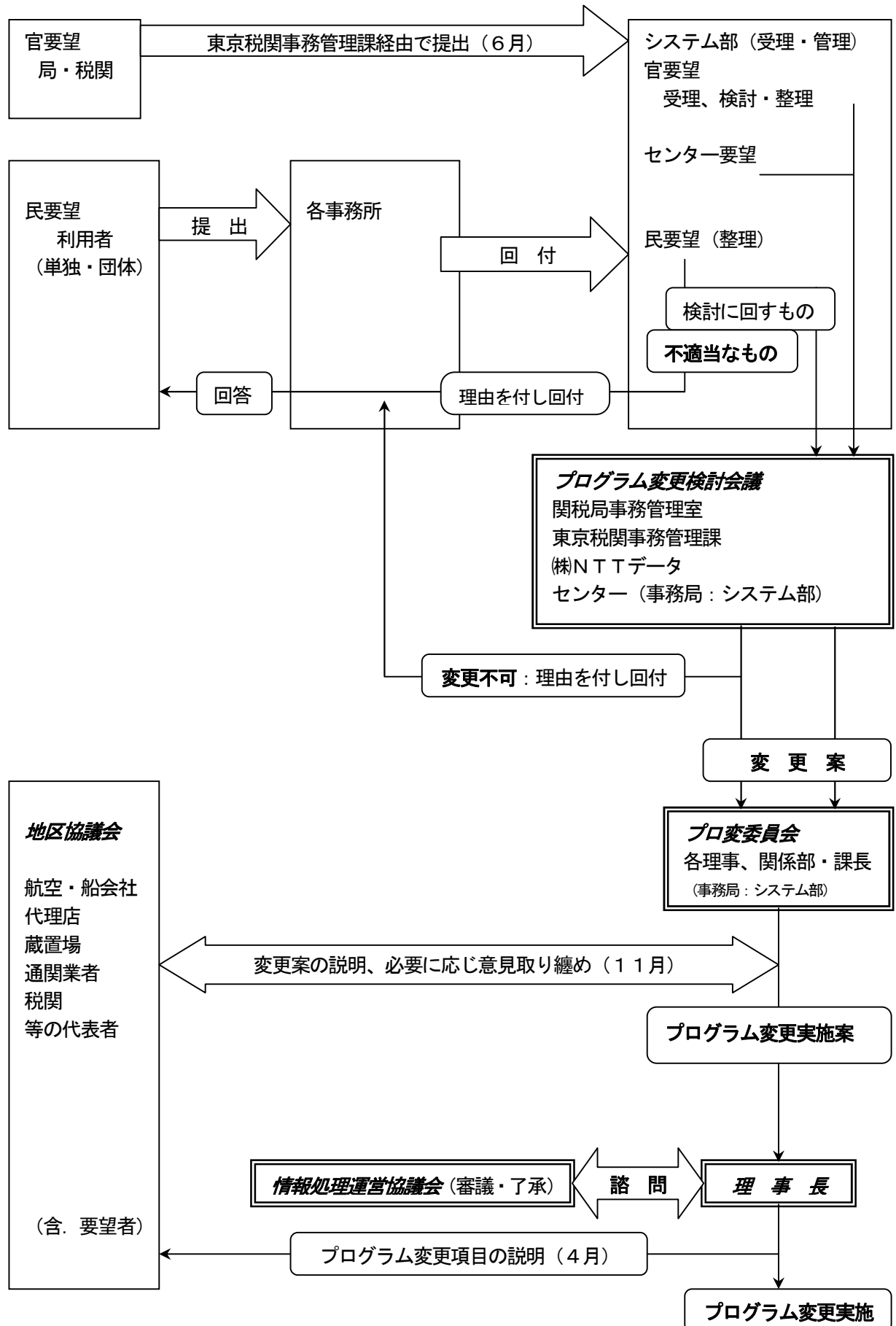
平成 19 年度

発生月	障害状況	障害原因	改善策
8 月	オンライン運転の中断 (Air - NACCS) 00:02~02:31 (149 分)	WebAPサーバのハード障害	不良部品 (CPU#0) の交換を実施した。 また、例外的障害の復旧手順の整理、障害発生時の SE 早期派遣を実施し、対応策等について協議・報告を行い、迅速対応・情報の共有を図った。
10 月	オンライン開始の遅延 (Air - NACCS) 05:00~06:36 (96 分)	Air - NACCS 規制時間帯処理 (索引 DB 編集処理) の不具合	早期対応の為、同事象発生時には運用監視端末にメッセージが出力するよう設定変更を行い、再発時は完了メッセージを強制的に投入し、後続処理を起動させることとした。
2 月	オンライン開始の遅延 (Air - NACCS) 05:00~05:20 (20 分)	Air - NACCS 規制時間帯処理 (索引 DB 編集処理) の不具合	10 月の事象と異なる原因で発生した為、索引 DB 再編成処理終了コマンドの発行を監視処理の起動完了まで保留することにより再発を防止を図った。

平成 20 年度

発生月	障害状況	停止時間	改善策
6 月	オンライン開始遅延 (Air - NACCS) (05 : 00~05 : 01)	メモリーリーク (OS の不具合)	OS の再起動を緊急保守日に設定し、行った。また、OS 不具合の解消については保守日にて対応し、更にメモリーリーク改修パッチ適用を行った。

プログラム変更要望に係る事務処理の流れ



「パブリックコメント」の概要

1. 募集内容

海上システムの利用料金改定案に対する意見の募集

2. 募集期間

平成 20 年 6 月 30 日（月）～平成 20 年 7 月 18 日（金）

3. 寄せられた意見及び当センターの考え方

意見者数 5 者

主な意見及び当センターの考え方

(1) 新料金案に賛成とする意見

- ・ 港湾 EDI の統合により引継がれた入出港関連業務の無料化は自然の流れであるが、申告・申請業務が無料化されたことは現行の課金体制との比較において一定の評価をしており、また、料金体系を 2 種類設定し選択可能としたことも利用者に配慮した対応であると評価している。

(2) 新料金案全般についての意見

- ・ 利用料金体系として、料金プラン（A）と料金プラン（B）の 2 つがあるが、なぜこのような 2 つの選択制が導入されたのか。

【センターの考え方】

次期システムにおいては、輸出入にかかる貨物情報等を可能な限り電子化し、システム利用者間における情報の共有化の進展を図ることとしております。この際、国際貨物取扱量の極端に少ない事業者にとっては基本料金がネックとなり NACCS への参加の障害となることが考えられます。一方、全面的に基本料金を廃止すれば、従量料金の引下げ幅が少なくなり、大口の利用者の方に調達コスト低減の恩恵が十分に行き渡らなくなるおそれがあります。

このような事情から、それぞれの利用者の業務実態にあった料金を選択して頂き公平性の確保を図る趣旨から選択制を導入することとしました。

- ・ 従来のシステムに比べ、次期システムでは「YYY」申告（貨物情報無し申告）ができなくなるため事前の貨物情報の登録が必要となるなど業務が増えることとなる。さらにその業務について料金がかかり、支払い額が増加するのは理解できない。
- ・ 提示された次期システムの利用体系は、各種情報登録の業務が増えたことに加え貨物情報照会等により更に料金が発生し、荷主への負担がかかる構造となっている。荷主が参加することによる何らかのメリットを感じられるような動機付けが必要ではないか。
- ・ NACCS 利用者拡大の観点から、民業務の費用を一定期間下げることが検討頂きたい。その間は国あるいは貴センターの負担増加が予想されるが、利用促進を図るためには必要と考える。
- ・ 民業務については、今後利用者、利用件数の増加に伴う料金の値下げを検討頂きたい。

【センターの考え方】

次期システムにおいては、輸出入にかかる貨物情報等を可能な限り電子化し、システム利用者間における情報の共有化の進展を図ることとしております。このため、新たに設定され

た業務の利用等、業務の態様によっては業務が増加する場合がありますが、今後の国際物流の円滑化のために必要なものであることについてご理解いただきたいと考えます。

提示しました次期システムの利用料金案においては、システムにかかる負荷を踏まえて利用料金を算出する現行の従量料金体系を基本的に維持することとしています。これは、当センターは国および民間利用者の利用料金による独立採算での運営を行っていることから、特定の業務の単価の引き下げは他の業務の料金に引き上げにつながるため、公平性・客観性の観点から慎重に取り扱うことが必要との考え方によるものです。

なお、利用料金については、従来より調達コストの低減や利用者、利用件数の増加等に伴い機動的に見直しを行ってきたところであり、今後においても必要に応じ見直しを行ってまいります。

- ・ システム開発費用は3割削減されたとされるが、民間の利用料金は従来とほとんど変わらないのは何故か。民間業務の費用削減幅と税関が負担する業務の費用削減幅をお示し頂きたい。
- ・ 業務単価の算出根拠をお示し頂きたい。

【センターの考え方】

今般のパブリックコメントにおいて提示しました料金表のほか、申告・申請業務を無料化したことに加え、選択制の導入によりそれぞれの利用者の業務実態にあった料金を選択して頂くこととしております。これらを全て合算すると全体で約3割の引下げになると見積もっております。なお、民間業務、官業務共にシステムへの負荷に応じた費用負担を求めることとしていることから、民間業務と官業務の費用削減幅（費用削減割合）は原則として同じとなりますが、今般の利用料金案におきましては、利用料金収入に占める国の負担割合が増加する結果となっております。これは今回のシステム更改におきましては、CuPES から NACCS への業務移管等が行われ官業務が増加したためです。

(3) 個別業務料金についての意見

- ・ 貨物情報照会（ICG）やコンテナ情報照会（ICN）は、上流の入力のタイミング遅れや入力に不備がある場合にやむなく利用するケースが多いので、単価を下げしてほしい。
- ・ S/I 情報登録（SIR）の料金が8円であるのに対し、S/I 情報登録（海貨連携）（SIR01）は17円となっている。国際連携システムの利用により負担が増加するのであれば、たとえ付加サービスを享受できるとしても、利用者に向けた動機付けが低下するのではないか。
- ・ S/I 情報登録（SIR）と S/I 情報照会（ISI）が同料金であるのは何故か。現行航空 NACCS の場合は、搬入情報登録（10円）と貨物情報照会（5円）と差がある。
- ・ EDI の場合と NACCS への直接入力の場合とで費用が同一なのは何故か。

【センターの考え方】

提示しました次期システムの利用料金案においては、各業務のシステムにかかる負荷を踏まえて算出する現行の従量料金体系を基本的に維持することとしております。具体的には、業務内容や業務名にかかわらず、システムに係る負荷が大きいものについては高い料金が、負荷が小さいものについては低い料金が設定されます。また同様に、EDI による場合と NACCS への直接入力の場合でも、業務が同じであれば NACCS システムへの負荷は同じで

あるため同様の料金となります。

個別の業務についてのみ大幅な引下げを行うことは、引き下げ分を他の業務に転嫁することとなり、公平性・客観性を損なうこととなるものと考えられます。

- ・ インボイス・パッキングリスト業務につき、以前説明会の中で「官業務となるため、料金対象外になる」と伺ったが、この度提示された料金案には徴収対象として記載されている。インボイス・パッキングリスト業務は税関提出が主目的であり、徴収の対象外となることを要望する。

【センターの考え方】

「税関業務の業務・システム最適化計画」に基づき、次期 NACCS において申告・申請業務の無料化を行うこととしております。

ここで、NACCS の業務を見てみますと、1つの申請を行うためには①システムにデータを登録する業務（輸入申告を例に取れば、IDA 業務）と②登録したデータを税関に提出する業務（同様に、IDC 業務）の二つの業務を実施することが一般的となっております。これは、前者は NACCS の持つ書類作成支援機能や民・民間の情報伝達機能を用いて申告・申請情報を作り出す機能であり、後者は完成された申告・申請情報を税関に提出する機能となっております。後者のみが「申告・申請業務の無料化」の対象業務に該当します。

さて、ご意見にありますインボイス・パッキングリストに係る業務につきましては、輸出入申告に NACCS のインボイス登録番号を記載することにより税関へのインボイス提出が自動的に行われます。したがって、単独でインボイス提出業務が存在しませんが、当該税関へのインボイス提出部分につきましては無料化されております。

インボイス・パッキングリストの登録等の業務につきましては、当初において無料化する方向で検討しておりましたが、当該業務は、税関へのインボイス提出の第一段階としての性格のほか、次期 NACCS の仕様においては民・民間の情報伝達（荷主から通関業者）等としての性格も持ち合わせており、最終的には無料化の対象とはできなくなったことをご理解下さい。

独立行政法人通関情報処理センターの契約の状況

(単位：件、百万円、%)

区 分	競争入札		企画競争等		競争性の無い随意契約		合計		(競争性の無い随意契約の割合)	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
平成18年度	(8) 22	(35) 25,141	(4) 11	(381) 514	(9) 16	(51) 148	(21) 49	(467) 25,803	(42.9) 32.7%	(10.9) 0.6%
平成19年度	(11) 35	(13,043) 14,352	(3) 7	(1,076) 1,142	(4) 7	(11,400) 11,434	(18) 49	(25,520) 26,929	(22.2) 14.3%	(44.7) 42.5%
※通関情報処理システムの利用契約を除いた場合	(11) 35	(13,043) 14,352	(3) 7	(1,076) 1,142	(3) 6	(22) 56	(17) 48	(14,141) 15,550	(17.6) 12.5%	(0.2) 0.4%
平成20年度 (4～9月)	16	1,838	6	74	5	48	27	1,960	18.5%	2.5%

(注)1. 対象とする契約の金額

賃借料 80万円以上
 財産の売払 50万円以上
 賃貸料 30万円以上
 その他 100万円以上

(注)2. 「企画競争等」には、企画競争、公募、不落随意契約を含む。

(注)3. 平成18年度及び平成19年度の上段()書きは、各年度における4月から9月までの間における契約件数、契約金額及び割合である。

(注)4. 通関情報処理システムの利用契約(113.78億円)は、参議院決算委員会による「平成16年度決算審査措置要求決議」(平成18年6月7日)を踏まえ、平成19年4月からデータ通信サービス利用契約を契約期間、支払総額、年度別支払方法を契約書に明記した契約へ変更したことから、当該契約を含めた場合と含めない場合を併記して比較を行った。

ホームページアクセス件数の年度比較表

	アクセス件数	月平均	備 考
平成14年度			
旧計上方法(トップページのみ)	約10万件	8,279	8,279件×12月=99,348件 約10万件
新計上方法(全ページ)	約38万件	31,891	31,891件×12月=382,692件 約38万件
平成15年度(H15.10~H16.3)			
旧計上方法 (前年度比)	207,606	34,601 (4.18倍)	
新計上方法 (前年度比)	860,915	143,486 (4.50倍)	
平成16年度			
新計上方法 (前年度比) (14年度比)	2,167,081	180,590 (1.26倍) (5.66倍)	
平成17年度			
新計上方法 (前年度比) (14年度比)	2,827,824	235,652 (1.30倍) (7.39倍)	
平成18年度			
新計上方法 (前年度比) (14年度比)	3,528,963	294,080 (1.25倍) (9.22倍)	
平成19年度			
新計上方法 (前年度比) (14年度比)	4,689,850	390,821 (1.33倍) (12.25倍)	
平成20年度(4~9月)			
新計上方法 (前年度比) (14年度比)	3,376,120	562,687 (1.44倍) (17.64倍)	

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の概要

○ 設立

- ・ 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成 20 年 5 月 30 日法律第 46 号）に基づき、平成 20 年 10 月 1 日に独立行政法人通関情報処理センターを解散し、新たに輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社を設立。
- ・ 新会社は、旧法人の権利及び義務を承継。

○ 会社の責務

- ・ 会社は、輸出入等関連業務を行うに当たっては、適正かつ効率的な経営により、本業務の処理を、あまねく全国において、適切、公平かつ安定的に、かつなるべく安い料金で行う。（法第 10 条）

○ 資本、株式

- ・ 資本金 10 億円
- ・ 株主 国 100%（法第 7 条により、国は、常時、会社の議決権の過半数を保有する。）

○ 役員及び職員

- ・ 役員 7 名 取締役 4 名（代表取締役社長、専務取締役、取締役②）
監査役 3 名（内、非常勤 2 名）
- ・ 職員 106 名（執行役員 2 名含む）

○ 会社の機関等

- ・ 取締役会、監査役会を設置
- ・ 会社の経営計画や利用料金等を検討する経営諮問委員会（利用者、学識経験者により構成）を設置（定款第 23 条）

○ 会社の業務

- ・ 輸出入等関連業務を電子的に処理するシステムである、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の運営
- ・ NACCS の運営のために必要なプログラム、データ等の作成及び保管
- ・ 上記業務の附帯業務
- ・ 目的達成業務（財務大臣の認可が必要）

○ 事務所

- ・ 川崎本社、東日本事務所、東海事務所、西日本事務所、九州事務所

○ 主務大臣

- ・ 原則、財務大臣。なお、各省所管のシステムに関する業務については各省大臣。

平成 20 事業年度

〔 自 平成 20 年 10 月 1 日
至 平成 21 年 3 月 31 日 〕

第 1 期

事業計画

平成 20 年 10 月

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

はじめに

当社は、「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成 20 年 5 月 23 日）」により、「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」として新たに発足した法人です。

当社は、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）及び関係省庁システムの一体的運営を通じて、利用者の利便性の向上、国際物流の迅速化及び効率化、ひいては、我が国の国際競争力強化に寄与して参ります。

更に、貿易手続改革プログラム等において、中核となる基幹システムの構築や民間の物流システムとの連携等、今後一層の業務範囲の拡大が要望されるなど、NACCS 及びこれを運営する当社への期待が益々高まっています。

こうした認識のもと、官民共同システムである NACCS の適切かつ安定的な運営を図るとともに、関係省庁システムの統合や新規事業等の積極的な展開を通じて、港湾・空港における利便性の高い、簡素で効率的な「総合的物流情報プラットフォーム」を構築することを目指します。また、併せて、業務運営の効率化と企業倫理の確保を徹底するとともに、会社の安定的な経営を通じて、株式の売却をできるだけ早期に行うための環境整備を進めます。

平成 20 年度の経営の方針

1. 輸出入等関連業務の安定的な運営

当社は、今後とも輸出入等関連業務を安定的かつ効果的に提供していくため、引き続き、NACCS の安定的な稼働及び利用者サービスの向上を通じた利用者の拡大を図り、同業務の安定的な運営を確保します。

(1) NACCS の安定的な稼働

NACCS は、輸出入申告件数の約 98% を電子的に処理しており、NACCS の予定外の停止は、輸出入等関連業務の迅速かつ的確な処理を阻害しかねません。このため、定期的な点検を実施する等 NACCS の安定稼働のための措置を十分に講じ、24 時間 365 日、安定的な稼働を確保します。

(2) 利用者サービスの向上

イ. 利用者の視点に立ったサービスの提供

利用者からの問合せや利用申込等に対する迅速かつ的確な対応、また、地区協議会、講習会、アンケート等を通じた利用者ニーズの的確な把握とその業務内容への反映等により利用者サービスの維持・満足度の向上を図ります。併せて、利便性向上策や新規事業のニーズ発掘に努めます。

ロ. システムの利用促進

本年 10 月に更改された NACCS には、新たに、輸出入業者（荷主）や海貨業者等が参加するとともに、NACCS と港湾 EDI の統合に伴い、内航船社やその船舶代理店等も対象としたところです。

NACCSは、輸出入等関連業務とこれに関連する民間業務を処理する官民共同システムであり、これらの業務に関連するより多くの者がシステムを利用することはシステム化の効果を高め、国際物流の迅速化及び効率化につながることから、関係省庁とも連携をとりつつ、特に、新規利用者の加入に重点を置いたシステムの利用促進を図ります。

2. システム機能向上と新規事業の検討

当社の運営するNACCSは、官民共同のシステムとして、多くの利用者の参加の下、安定的な稼働を確保してきたところであり、これらの運営実績・経験を基礎として、新規事業の追加等により、港湾・空港における利便性の高い、簡素で効率的な「総合的物流情報プラットフォーム」を構築し、利用者サービスの向上を図ります。

このため、利用者のニーズを把握し、NACCSに求められている新規事業の検討(事業の採算性を含む。)を行い、早期に新たな事業に取り組みます。

(1) 次期Air-NACCSの稼働

次期Air-NACCSについては、平成21年度中の稼働に向けて、利用者に対し十分な説明を行う等、円滑な稼働が可能となるよう十分な措置を講じます。

(2) 関係省庁システムとの統合に向けた準備

関係省庁システムの一体的運営を行うとともに、これら関係省庁システムのうち、経済産業省の貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)について、NACCSとの統合に向けて、経済産業省と連携を図りつつ、利用者の視点に立ったシステムを構築するための作業を進めます。

(3) 国際的なシステム連携のための調査・研究

平成20年10月に稼働する国際連携システムを活用し、諸外国のシステムとの連携の実現に向け調査・検討を進めます。

(4) その他新規事業の検討

利用者等からの新規事業の要望等を始めとして、引き続き新規事業に関する検討を進め、積極的な事業実施を図ります。

3. 効率的な企業経営の推進

当社は、主たる業務である輸出入等関連業務に必要な経費を官民の利用料金で賄うこととしています。

そのため、今後とも良質なサービスを低廉なコストで提供していくために、引き続き、業務運営の効率化、経費削減を図る一方、民営化のメリットを最大限活かすための組織・人材の活性化を図っていく等、効果的・効率的な経営を行います。

(1) 一般管理費の適正水準の維持

一般管理費について、効率的な経営を確保するために、営業収益に占める割合(6%、計画ベース)を上回ることはないよう、努めます。

(2) 一般競争入札等の推進

当社の業務費用の大部分をシステム開発に係る経費が占めていることに鑑み、システム開発・物品購入等の契約については、引き続き一般競争入札等によることを原則とし、調達コストの削減に努めます。

(3) 組織の活性化

民営化のメリットを最大限発揮し、より創造的・自立的かつ効率的な業務運営を可能とするため、出向者を中心とした現在の職員構成、諸制度を見直す等組織の見直し、活性化を図ります。

(4) 人材育成

経営の効率化及び業務の質の向上を図る上で、高い専門性を有する人材育成が不可欠であり、特に、プロパー職員を中心に、必要な専門知識等を蓄積し、サービス水準の維持・向上を図ります。

4. 企業経営の透明性の確保等

業務の高い公益性に鑑み、また、社会の信頼を確保するため、利用者・株主をはじめ、広く国民全体に対し説明責任を果たしていく必要があることから、当社の経営内容や調達状況について積極的に説明責任を果たします。

(1) 継続的な情報公開

当社のホームページ、業務部、地方事務所等を中心としたユーザーへの情報提供及び各種説明会等の機会を通じて、従来通り当社の業務内容に関する積極的な情報公開を行ってまいります。

(2) 情報セキュリティの強化及び危機管理体制の整備・強化

N A C C Sが保有している情報の保護等システムの安全性の確保は、安定稼働と並ぶセンターの最重要課題であることから、情報セキュリティの強化に引続き努めます。

また、自然災害等が発生した場合の危機管理に関する体制の整備・強化を行います。

(3) 開かれた組織体制の構築

経営諮問委員会、情報処理運営協議会の設置・運営等を通じ、社会ニーズに敏感で、外部に開かれた組織体制を構築します。

(4) 企業倫理の確保

コンプライアンスの遵守を徹底し、利用者、株主、社会から信頼される会社を目指します。

利用料金

第1表 システム利用料金

システム利用契約者は、事業所（システム利用申込みを行い、利用者として承諾を受ける事業所をいう。以下同じ。）単位で、下記の利用方式の種類ごとに下記の料金プラン（プランA又はプランB）のうちのいずれかを選択する。

プランAのシステム利用料金は、下記に掲げる基本料金に従量料金（A）を合算した金額とし、プランBのシステム利用料金は、下記に掲げる従量料金（B）の金額とする。

利用方式	料金プラン		料金額
一般NACCS	プランA	基本料金	月額5,000円 (1メールボックスごと(メール処理方式)、又は1端末ごと(インタラクティブ処理方式) (注))
		従量料金(A)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価(A)に掲げる単価)」の合計額
	プランB	従量料金(B)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価(B)に掲げる単価)」の合計額
netNACCS	プランA	基本料金	月額5,000円(1端末ごと)
		従量料金(A)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価(A)に掲げる単価)」の合計額
	プランB	従量料金(B)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価(B)に掲げる単価)」の合計額

(注)

1. 「一般NACCS」とは、netNACCS以外の利用方式、「netNACCS」とは、インターネット接続による輸出入・港湾関連情報処理システムの利用方式をいう。
2. ゲートウェイ(SMTP双方向)接続による利用の場合は、センターが付与したメールアドレス数を端末数とする。
3. 事業所として基本料金が発生しない利用形態の場合は、1単位の基本料金(月額5,000円)を支払うことを条件としてプランAの選択を行うことができる。ただし、ゲートウェイ(SMTP双方向)接続による利用の場合は、当該接続に係るサーバーを有している事業所のみが当該システム利用に係るシステム利用料金の料金プランの選択を行う。

従量料金表

項番	業務名	業務コード	単価 (A)	単価 (B)
			「基本従量」の単価	「従量のみ」の単価
1035	内国貨物運送申告(承認)変更呼出し	DCE11	8円	10円
1046	不開港出入許可申請照会	IPP	8円	10円
1049	内国貨物運送申告照会	IDT	8円	10円
2001	船積指図書 (S/I) 情報登録	SIR	8円	10円
	(注) 船積指図書 (S/I) 情報登録 (海貨連携)		17円	20円
2002	船積指図書 (S/I) 情報登録呼出し	SIR11	8円	10円
2003	輸出貨物情報登録	ECR	8円	10円
2004	輸出貨物情報登録呼出し	ECR11	8円	10円
2005	搬入確認登録 (輸出未通関)	BIC	8円	10円
2006	搬入確認登録 (輸出許可済)	BID	25円	30円
2007	システム外搬入確認 (輸出許可済)	BIE	8円	10円
2008	輸出貨物情報訂正	BIF	8円	10円
2009	輸出貨物情報訂正呼出し	BIF11	8円	10円
2010	バンニング情報予定登録 (コンテナ単位)	VAP	8円	10円
2011	バンニング情報予定登録 (コンテナ単位) 呼出し	VAP11	8円	10円
2012	バンニング情報予定登録 (輸出管理番号単位)	VPE	8円	10円
2013	バンニング情報予定登録 (輸出管理番号単位) 呼出し	VPE11	8円	10円
2014	バンニング情報登録 (コンテナ単位)	VAN	8円	10円
2015	バンニング情報登録 (コンテナ単位) 呼出し	VAN11	8円	10円
2016	バンニング情報登録 (輸出管理番号単位)	VAE	8円	10円
2017	バンニング情報登録 (輸出管理番号単位) 呼出し	VAE11	8円	10円
2018	バンニング情報取消し	VAC	8円	10円
2019	バンニング情報訂正	VAD	8円	10円
2020	バンニング情報訂正呼出し	VAD11	8円	10円
2021	バンニング情報追加	VAA	8円	10円
2022	バンニング情報追加呼出し	VAA11	8円	10円
2023	搬出確認登録 (輸出許可済)	BOC	25円	30円
2024	CY搬入確認登録	CYA	8円	10円
2025	CY搬入情報訂正	CYC	8円	10円
2026	CY搬入情報訂正呼出し	CYC11	8円	10円
2027	船積情報登録	CLR	96円	114円
	・「船積登録・終了」の場合		77円	92円
	・「積コンテナ情報登録・追加・削除・提出」の場合		52円	62円
	・「積コンテナ情報提出」のみの場合		0円	0円
2028	船積情報登録呼出し	CLR11	8円	10円
2029	船積情報変更	CLD	41円	49円
2030	船積確認事項登録 (コンテナ船用)	ACL01	8円	10円
2030	船積確認事項登録 (在来船用)	ACL02	8円	10円
2031	船積確認事項登録呼出し	ACL11	8円	10円
2032	船積確認事項登録 (ハウス単位) 呼出し	ACL12	8円	10円
2033	船積確認登録	CCL	84円	100円
2034	積戻貨物情報登録	RCR	8円	10円
2035	船積明細通知	LDR	8円	10円
2036	船積指図書 (S/I) 情報照会	ISI	8円	10円
2037	輸出貨物搬入予定照会	IEC	17円	20円
2038	船積コンテナ情報照会	ICI	8円	10円
2039	船積情報照会	IAL	8円	10円

項番	業務名	業務コード	単価 (A)	単価 (B)
			「基本・従量」の単価	「従量のみ」の単価
2040	船積情報登録状況照会	IAC	8 円	10 円
3001	輸出申告事項登録	EDA	21 円	25 円
	・輸出申告 (少額), 展示等積戻し申告にかかる登録の場合		17 円	20 円
	・コンテナ扱い申出にかかる登録の場合		8 円	10 円
3002	輸出申告事項呼出し	EDB	8 円	10 円
3004	輸出申告変更事項登録	EDA01	21 円	25 円
	・輸出申告 (少額), 展示等積戻し申告, にかかる変更登録の場合		17 円	20 円
	・コンテナ扱い申出にかかる変更登録の場合		8 円	10 円
3005	輸出申告変更事項呼出し	EDD	8 円	10 円
3007	輸出許可内容変更申請事項登録	EAA	21 円	25 円
	・輸出申告 (少額), 展示等積戻し申告, にかかる変更申請登録の場合		17 円	20 円
3008	輸出許可内容変更申請事項呼出し	EAB	8 円	10 円
3012	輸出申告等照会	IEX	8 円	10 円
3013	輸出申告等一覧照会	IES	25 円	30 円
3014	別送品輸出申告事項登録	UEA	8 円	10 円
3015	別送品輸出申告事項呼出し	UEB	8 円	10 円
3017	別送品輸出申告変更事項登録	UEA01	8 円	10 円
3018	別送品輸出申告変更事項呼出し	UED	8 円	10 円
3020	別送品輸出許可内容変更申請事項登録	UAA	8 円	10 円
3021	別送品輸出許可内容変更申請事項呼出し	UAB	8 円	10 円
3024	別送品輸出申告照会	IEU	8 円	10 円
3025	別送品輸出申告一覧照会	IUE	25 円	30 円
3031	輸出自動車情報登録	MOA	4 円	5 円
3032	輸出自動車情報呼出し	MOB	4 円	5 円
3033	輸出自動車情報取止	MDL	4 円	5 円
3034	輸出自動車情報照会	IMO	4 円	5 円
4001	輸入指示書登録	IIR	8 円	10 円
4002	積荷目録情報登録	MFR	13 円	15 円
4002	積荷目録情報登録 (マルチコンサイメント)	MFR21	8 円	10 円
4003	積荷目録情報訂正 (積荷目録提出業務前)	CMF01	13 円	15 円
4003	積荷目録情報訂正 (積荷目録提出業務前) (マルチコンサイメント)	CMF21	8 円	10 円
4003	積荷目録情報訂正 (積荷目録提出業務後)	CMF02	13 円	15 円
4003	積荷目録情報訂正 (次船卸港の追加)	CMF03	8 円	10 円
4004	積荷目録情報訂正呼出し (積荷目録提出業務前)	CMF11	8 円	10 円
4004	積荷目録情報訂正呼出し (積荷目録提出業務後)	CMF12	8 円	10 円
4004	積荷目録情報訂正呼出し (次船卸港の追加)	CMF13	8 円	10 円
4005	積荷目録情報追加登録	MFA	8 円	10 円
4007	到着確認登録	PID	8 円	10 円
4008	船卸確認登録 (個別)	PKK	33 円	39 円
4009	船卸確認登録 (一括)	PKI	106 円	126 円
4010	卸コンテナ情報登録 (事項登録)	DCL01	35 円	42 円
4011	卸コンテナ事項呼出し	DCL11	8 円	10 円
4013	卸コンテナ情報変更	DCX	8 円	10 円
4017	保税運送申告呼出し	OLC11	8 円	10 円
4019	保税運送申告 (承認) 変更呼出し	SOT11	8 円	10 円
4021	CY 搬出確認登録	CYO	8 円	10 円
4022	搬出確認登録 (保税運送貨物)	BOA	25 円	30 円
4023	搬出確認登録 (貨物引取り)	BOB	8 円	10 円

項番	業務名	業務コード	単価 (A)	単価 (B)
			「基本+従量」の単価	「従量のみ」の単価
4024	搬入確認登録 (保税運送貨物)	BIA	25 円	30 円
4025	混載貨物確認登録	CTS	25 円	30 円
4026	システム外搬入確認 (輸入貨物)	BIB	4 円	5 円
4027	システム外CY搬入確認 (コンテナ単位)	CYB	4 円	5 円
4028	システム外CY搬入確認 (コンテナ単位) (事前登録)	CYB01	4 円	5 円
4029	システム外CY搬入確認 (B/L 単位)	CYD	4 円	5 円
4030	システム外CY搬入確認 (B/L 単位) (事前登録)	CYD01	4 円	5 円
4031	システム外CY搬入確認 (一括搬入)	CYE	13 円	15 円
4032	混載貨物情報登録 (登録、訂正、削除)	NWC01	25 円	30 円
4032	混載貨物情報登録 (関連付け)	NWC02	25 円	30 円
4033	混載貨物情報登録呼出し	NWC11	17 円	20 円
4034	輸入貨物情報訂正	SAI	8 円	10 円
4035	輸入貨物情報訂正呼出し	SAI11	8 円	10 円
4037	船卸予定登録	RPK	33 円	39 円
4038	輸入貨物荷渡情報登録	DOR	21 円	25 円
4039	フリータイム情報登録	FTR	17 円	20 円
4040	簡易貨物情報登録	SCR	8 円	10 円
4041	積荷目録状況照会	IMI	17 円	20 円
	・「積荷目録情報照会」以外の場合		8 円	10 円
4042	保税運送申告照会	IOL	8 円	10 円
4043	輸入貨物搬入予定照会	IBI	17 円	20 円
4044	混載貨物情報照会	INW	8 円	10 円
4045	フリータイム情報照会	IFR	8 円	10 円
4046	包括保税運送申告照会	ITD	8 円	10 円
5001	輸入申告事項登録	IDA	25 円	30 円
	・輸入 (引取) 申告にかかる登録業務の場合		13 円	15 円
5002	シングルウィンドウ輸入申告事項登録	SWA	25 円	30 円
5003	輸入申告事項呼出し	IDB	8 円	10 円
5004	シングルウィンドウ輸入申告事項呼出し	SWB	8 円	10 円
5005	シングルウィンドウ申告・申請呼出し	SWX	8 円	10 円
5008	輸入申告変更事項登録	IDA01	25 円	30 円
	・輸入 (引取) 申告, 特例申告, にかかる変更登録の場合		13 円	15 円
5009	輸入申告変更事項呼出し	IDD	8 円	10 円
5021	輸入申告等照会	IID	8 円	10 円
	・輸入 (引取) 申告照会の場合		4 円	5 円
5023	輸入申告等一覧照会	IDI	25 円	30 円
5024	修正申告事項登録	AMA	25 円	30 円
5025	修正申告事項呼出し	AMB	8 円	10 円
5027	修正申告照会	IAD	8 円	10 円
5038	輸入申告事項登録 (沖縄特免制度)	OTA	12 円	14 円
5039	輸入申告事項呼出し (沖縄特免制度)	OTB	4 円	5 円
5041	輸入申告変更事項登録 (沖縄特免制度)	OTA01	12 円	14 円
5042	輸入申告変更事項呼出し (沖縄特免制度)	OTD	4 円	5 円
5044	輸入申告照会 (沖縄特免制度)	IOT	4 円	5 円
6009	担保照会	IAS	8 円	10 円
6019	MPN 状況照会	IMP	8 円	10 円
6025	延滞税臨算照会	ICD	4 円	5 円
6026	一括納付書一覧照会	INF	25 円	30 円

項番	業務名	業務コード	単価 (A)	単価 (B)
			「基本+従量」の単価	「従量のみ」の単価
6027	納付書再出力	RNF	4円	5円
6028	口座照会	IBA	8円	10円
6029	ペイメント情報照会	PAY	4円	5円
6030	口座残高証明額訂正	BAA01	4円	5円
6030	口座残高証明額訂正 (呼出し)	BAA	4円	5円
6035	納付書情報 (口座) 再出力依頼情報登録・変更	DLS05	4円	5円
7001	貨物取扱登録 (内容点検)	SHN	17円	20円
7002	貨物取扱登録 (改装・仕分け)	SHS	17円	20円
7003	貨物取扱登録 (仕合せ)	CHU	17円	20円
7007	貨物取扱結果通知	CHI	17円	20円
7008	貨物情報仕分け	CHJ	17円	20円
7012	見本持出確認登録	MHO	17円	20円
7014	他所蔵置許可 (期間延長) 申請呼出し	TYC11	8円	10円
7017	システム外搬入確認取消	BIX	8円	10円
7018	システム外搬入確認取消呼出し	BIX11	8円	10円
7019	貨物状況登録	CCX	8円	10円
7025	空コンテナ引取り予定情報通知	RSS	8円	10円
7026	輸入コンテナ引取り予定情報通知 (ID通知)	RSS01	8円	10円
7027	輸入コンテナ引取り予定情報通知 (ID通知) 呼出し	RSS11	8円	10円
7028	空コンテナ引取り予定確認情報通知	RST	8円	10円
7029	輸入コンテナ引取り予定確認情報通知 (ID確認)	RST01	8円	10円
7030	輸入コンテナ引取り予定確認情報通知 (ID確認) 呼出し	RST11	8円	10円
7031	貨物情報照会	ICG	8円	10円
7032	コンテナ情報照会	ICN	8円	10円
7033	貨物在庫状況照会	IWS	17円	20円
7103	時間外執務要請延長届呼出し	OSE11	8円	10円
7108	時間外執務要請届内容照会	IOS	8円	10円
7112	インボイス・パッキングリスト情報登録	IWA	8円	10円
7113	インボイス・パッキングリスト情報呼出し	IWA01	8円	10円
7114	インボイス・パッキングリスト仕分情報呼出し	IVB01	8円	10円
7115	インボイス・パッキングリスト仕分情報登録	IVB	8円	10円
7116	インボイス・パッキングリスト情報照会	IIV	8円	10円
7117	情報伝達	MSA	4円	5円
7118	添付ファイル登録	MSB	8円	10円
7202	本船・ふ中扱い承認申請呼出し	HFB	8円	10円
7206	本船・ふ中扱い承認申請照会	IHF	8円	10円
7210	輸出入者情報照会	IIE	8円	10円
7211	為替レート照会	IER	4円	5円
7212	特惠税率適用照会	ICP	4円	5円
7215	再出力	ROT	17円	20円

第2表 管理統計資料提供に係る料金

1. 管理統計資料

種別	料金額
管理統計資料の提供に係る料金	1利用者コードごとに月額1,000円 ^(注)

(注) ただし、以下の管理統計資料については無料とする。

「一括納付書情報」、「納付番号通知情報（一括）」、「一括納付用明細書情報」、「一括納付用明細データ」、 「一括納付用明細総括データ」、「口座使用明細データ」、「納付書集計データ」、「連記式領収済通知書情報」、 「連記式領収控情報」、「歳入金等受入報告表情報」、「口座振替用納付書送付書情報」

2. 電文の別媒体での提供料金

料金額
1申込みごとに2,000円

第3表 回線使用料等

(単位：円)

	種別	単位	料金額	共用回線 (注1)
専用線接続の場合	センターに支払うべき費用			
	回線初期費用 (注2)			
	ネットワーク加入料 (注3)			
	64Kbps、128Kbpsの場合	1回線ごとに (一般接続、ゲートウェイ接続(SMTP/POP3))	88,000	88,000
		1回線ごとに (ゲートウェイ接続(SMTP双方向))	88,000	135,000
	192kbps以上の場合	1回線ごとに	169,000	169,000
	回線使用料等			
	回線使用料			
	64kbpsの場合	1回線ごとに月額	18,000	18,000
	128kbpsの場合		28,000	28,000
	192kbpsの場合		152,000	152,000
	256kbpsの場合		170,000	170,000
	384kbpsの場合		198,000	198,000
	512kbpsの場合		220,000	220,000
	屋内配線使用料			
	128kbps以下	1回線ごとに月額	60	60
	128kbpsを超え512kbpsの場合		2,000	2,000
	デジタルサービスユニット使用料			
	128kbps以下	1回線ごとに月額	1,700	1,700
	128kbpsを超え512kbpsの場合		19,000	19,000
ルーター使用料 (注4)				
一般接続、ゲートウェイ接続(SMTP/POP3) 128Kbps以下	1回線ごとに月額	3,700	5,600	
一般接続、ゲートウェイ接続(SMTP/POP3) 128Kbpsを超え512Kbps以下		25,400	27,100	
ゲートウェイ接続(SMTP双方向) 128Kbps以下		3,700	5,600	
ゲートウェイ接続(SMTP双方向) 128Kbpsを超え512Kbps以下		25,400	28,800	
回線工事費 (移転・変更等) 等			実費相当分	
ダイヤルアップ接続の場合	センターに支払うべき費用 (ネットワーク幹線網部分) (注5)			
	回線初期費用			
	ネットワーク加入料 (注2)	1回線ごとに	56,000	56,000
	回線使用料等			
	基本料金 (1回線ごとに月額)	利用可能時間3時間までの場合	700	700
		無制限	1,500	1,500
	従量料金	規定時間を超えた通信時間に対し1分ごとに	9	9
ルーター使用料 (注4)	1回線ごとに月額	3,700	5,600	
回線工事費 (移転・変更等) 等			実費相当分	
ブロードバンド接続の場合	センターに支払うべき費用			
	回線初期費用 (注6)			
	ネットワーク加入料 (注3)			
	ADSL回線接続の場合	1回線ごとに	85,000	85,000
	光回線接続の場合	1回線ごとに	98,000	98,000
	回線使用料等			
	回線使用料			
	ADSL回線接続の場合	1回線ごとに月額	9,000	12,000
	光回線接続の場合		11,500	18,000
	屋内配線使用料			
	ADSL回線接続の場合	1回線ごとに月額	60	60
	光回線接続の場合		1,000	1,000
	ADSLモデム、回線終端装置利用料			
	ADSL回線接続の場合	1回線ごとに月額	490	490
	光回線接続の場合		900	900
	ルーター使用料 (注4)			
	ADSL回線接続の場合	1回線ごとに月額	5,200	5,800
光回線接続の場合	5,200		5,800	
回線工事費 (移転・変更等) 等			実費相当分	

(注)

1. 共用利用者の回線使用料等は、共用回線欄の回線使用料等を支払うこととなる。支払うこととなる。
2. 平成16年4月1日以後にシステム利用契約を締結し、その後専用線接続を取りやめる場合は、電話加入権の譲渡はない。
3. ネットワーク加入料は、ルーター設置費用を含む。
4. ルーター使用料には保守費を含む。
5. ダイヤルアップ接続の場合のアクセス回線部分については、システム利用契約者が準備することとなり、回線使用料等は、アクセス回線提供者に対し、直接支払うこととなる。また、基本料金は、「利用時間3時間まで」と「無制限」の2プランとし、従量料金は「利用時間3時間まで」プランに適用される。
6. ADSL回線は上り5Mbps、下り47Mbpsタイプを、光回線は100Mbpsベストエフォートを想定している。なお、ADSL回線、光回線はNACCSネットワークに接続するための専用アクセス回線であり、インターネット接続にはご利用できない。

収 支 計 画

(単位:百万円)

項 目	20年度
営業収益	6,454
システム使用料収入	6,454
営業費用	6,432
営業原価	6,176
情報処理通信設備費	3,914
システム運営管理費	359
システム開発諸費	67
業務諸費	208
人件費	437
減価償却費	1,192
一般管理費	256
一般管理費	81
人件費	172
減価償却費	4
営 業 利 益	22
営業外収益	11
受取利息	10
雑収入	1
営業外費用	150
支払利息	150
経 常 利 益	△ 117
特別損益	△ 70
特別利益	0
特別損失	70
税引き前当期純利益	△ 187
法人税、住民税及び事業税	3
法人税等調整額	0
当期純利益	△ 190

(注)単位未満はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

資 金 計 画

(単位:百万円)

項 目	20年度
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	△ 187
減価償却費	1,195
受取利息・受取配当金	△ 10
支払利息	150
退職給付引当金繰入	11
小 計	1,159
利息及び配当金の受取額	10
利息の支払額	△ 150
小 計	△ 140
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,019
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による減少	△ 5,700
有価証券の売却による増加	6,000
有形固定資産の増加	△ 114
無形固定資産の増加	△ 592
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 406
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の減少	△ 1,096
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,096
IV 現預金残高の減少	△ 483
V 期首現預金残高	1,525
VI 期末現預金残高	1,042

(注)単位未満はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。